

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 国民保護担当課体制（注意体制）の立ち上げ

(1) 立ち上げの基準

危機管理監は、次の場合に国民保護担当課体制（注意体制）を立ち上げる。

- ア 事態認定前に、他の市町で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し、危機管理監が設置の必要があると認めた場合
- イ 事態認定後に、市対策本部設置に係る指定の通知はないが、危機管理監が設置の必要があると認めた場合
- ウ 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、危機管理監が設置の必要があると認めた場合

(2) 職員の参集

国民保護担当課体制が立ち上がった場合には、原則として総務部危機管理課職員及び消防局警防課長が指示する警防課職員が参集する。

ただし、危機管理監は、事案の状況や程度によって、他の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。

(3) 情報収集の実施

参集した職員は、県等を通じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を市長等に迅速に報告し、適宜指示を受けるものとする。

(4) 情報の分析、共有化等

危機管理監は、必要に応じ、緊急事態警戒本部体制における構成員を招集して会議を開催し、収集した情報の分析を行うとともに、部局間の情報の共有化、連絡調整、上位の体制への移行（動員も含む。）等を行うものとする。

(5) 緊急事態警戒本部体制（警戒体制）への移行

緊急事態警戒本部体制（警戒体制）へ移行する場合は、国民保護担当課体制（注意体制）は廃止する。また、市地域防災計画に定める災害対応体制に移行する場合や市危機管理指針に定める事件・事故等の対応体制に移行する場合も同様とする。

2 緊急事態警戒本部（警戒体制）の設置

(1) 設置の基準

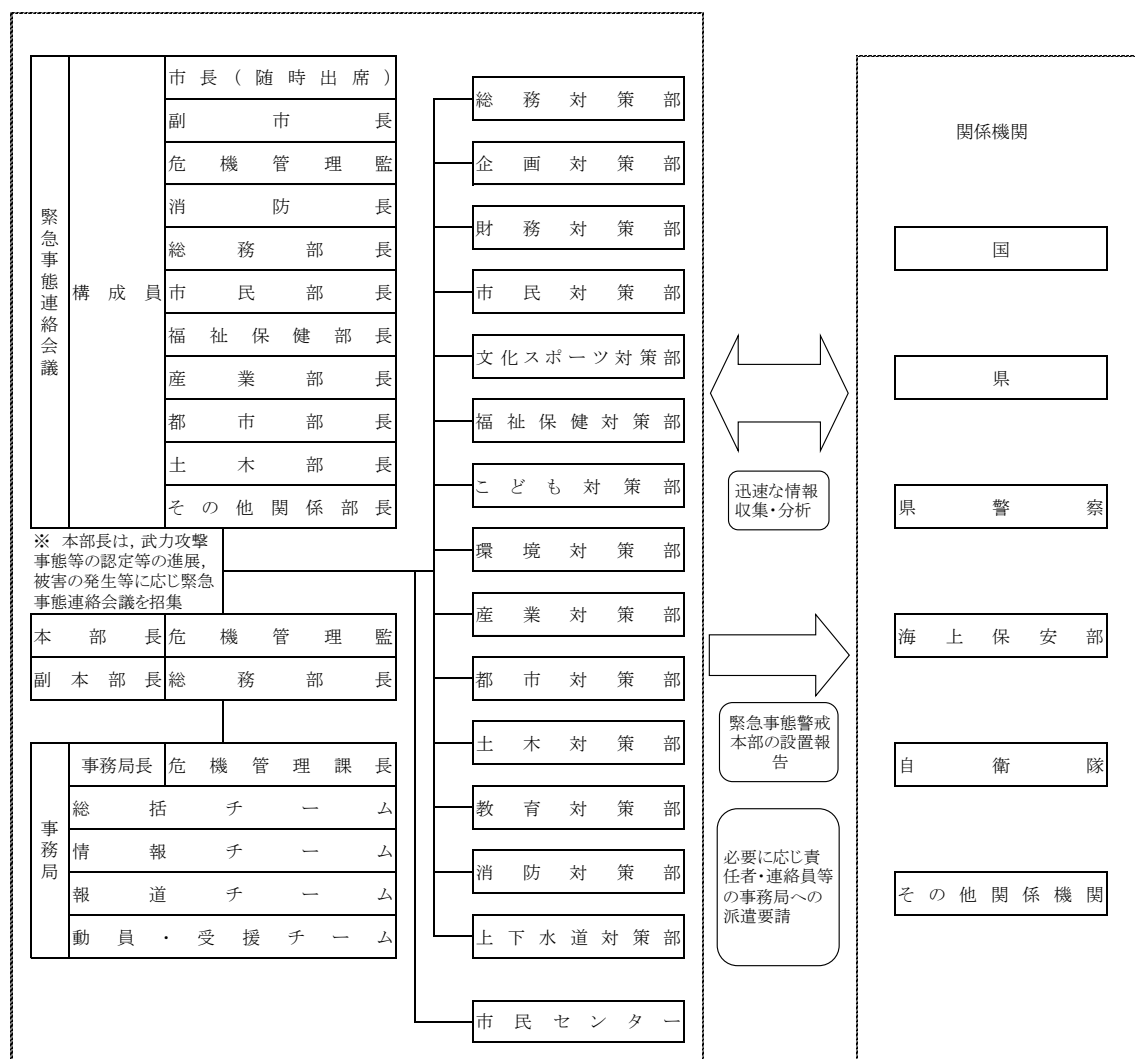
市長は、次の場合に緊急事態警戒本部（警戒体制）を設置する。

- ア 事態認定前に、他の市町又は市域内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し、市長が設置の必要があると認めた場合
- イ 事態認定後に、市対策本部設置に係る指定の通知はないが、市長が設置の必要があると認めた場合
- ウ 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、市長が設置の必要があると認めた場合

(2) 組織体制

緊急事態警戒本部体制（警戒体制）の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【緊急事態警戒本部体制（警戒体制）の構成等】



ア 緊急事態警戒本部の設置場所等

緊急事態警戒本部は、危機管理課室に設置する。

また、緊急事態警戒本部事務局職員（以下「警戒本部事務局員」という。）は、緊急事態警戒本部に必要な各種情報通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。

特に、電話、ファクシミリ装置、電子メール等を用いることにより、関係機関等との通信手段の状態を確認する。

イ 緊急事態警戒本部事務局（以下「警戒本部事務局」という。）

(ア) 警戒本部事務局は、危機管理課に置く。

(イ) 警戒本部事務局の構成員及び組織・分掌事務は、以下のとおりとする。

a 緊急事態警戒本部事務局長（以下「警戒本部事務局長」という。）は、総務部危機管理課長をもって充てる。

b 警戒本部事務局に統括チーム、情報チーム、報道チーム及び動員・受援チームを置き、構成員は総務部各課員及び企画部各課員等からの派遣職員である警戒本部事務局員とする。なお、危機管理監が事態等の進捗状況に応じて、市対策本部事務局における上記以外のチームを置くことができる。

(ウ) 警戒本部事務局の編成及び分掌事務は、以下のとおりとする。

【警戒本部事務局の構成】

チーム名	分掌事務
統括チーム 【総務部危機管理課員・総務課員】	(1) 緊急事態連絡会議、緊急事態警戒本部の設置及び運営に関すること。 (2) 国民保護関連情報等の収集、伝達に関すること。 (3) 緊急事態連絡会議、緊急事態警戒本部の管理・運営に関すること (4) 事務局内各チームの統括に関すること。 (5) 非常配備体制の確立の指示、伝達に関すること。 (6) 避難誘導等の指示統括に関すること。 (7) 防災行政無線の統制に関すること。 (8) 関係機関等との連絡調整の統括に関すること。 (9) 県対策本部との連絡調整に関すること。 (10) 自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMA T等の応援要請及び活動調整に関すること (11) 国民保護措置に関する総合調整に関すること。 (12) 広域的な避難に関すること。 (13) 災害応急・復旧対策活動の統括及び総合調整に関すること。 (14) 復旧・復興計画の連絡調整に関すること。
情報チーム 【総務部行政改革デジタル推進第1・2課員・企画部企画課員】	(1) 災害情報の統括に関すること。 (2) 災害情報及び被害情報の把握・整理並びに各対策部等への伝達に関すること。 (3) 通信機器等の保全に関すること。 (4) 災害情報の電話問合せに関すること（報道機関からの問合せを除く）。 (5) 災害情報の分析及び資料の作成に関すること。 (6) アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達に関すること。 (7) 記録の収集に関すること。
報道チーム 【総務部秘書広報課員】	(1) プレスルームの開設に関すること。 (2) 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 (3) 各種情報の市民への提供に関すること（安否情報は除く）。 (4) 出版、放送、広報車両及びインターネットによる災害情報の配信に関すること。
動員・受援チーム 【総務部総務課員・人事課員・東京事務所員】	(1) 職員の動員・配備に関すること（職員の支援調整を含む）。 (2) 事務局内各チーム及び各対策部からの連絡員の動員に関すること。 (3) 各対策部及び現地対策本部が行う応援人員等の調整に関すること。 (4) 国、県、他市町との応援要請に関すること（自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMA T等に関するものを除く）。 (5) 他の自治体からの応援部隊の受援及び連絡、後方支援に関すること。

ウ 緊急事態警戒本部の組織構成及び分掌事務

- (ア) 緊急事態警戒本部長（以下「本部長」という。）は、危機管理監をもって充てる。
 - (イ) 緊急事態警戒本部の事務局を除く組織及び分掌事務は、以下のとおりとする。
 - a 各部局の構成は、本章第2項「緊急事態警戒本部体制（警戒体制）の構成等」のとおりとする。
 - b 各部局の分掌事務は、第2章の市対策本部の分掌事務を準用する。
- また、担当課長は情報を受けた場合は、その都度警戒本部事務局に報告する。

エ 緊急事態連絡会議

- (ア) 本部長は、武力攻撃事態等の認定の進展や被害の発生状況等に応じ、緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を招集する。
- (イ) 連絡会議は、市長（随時出席）、副市長、本部長、消防長、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、都市部長、土木部長及びその他関係部長で構成される。
- (ウ) 連絡会議において審議する事項は、次のとおり。
 - a 職員の配備（動員を含む。）に関する事。
 - b 武力攻撃事態等の認定につながる事案に対する応急対策に関する事。
 - c 警戒体制の強化等に関する事。
 - d その他国民保護措置に関する事。
 - e その他重要な事項に関する事。

オ 警戒本部事務局員及び各部局・課員等の参集

警戒本部事務局長は、市長が設置基準に基づき緊急事態警戒本部の設置を指示した場合は、次のとおり警戒本部事務局員及び各部局・課の職員の参集を行う。

なお、勤務日以外の参集の連絡方法としては、職員防災情報メールを活用する。

- (ア) 警戒本部事務局長は、警戒本部事務局員（総務部危機管理課員を除く。）に対し、非常登庁職員名簿等を活用して緊急事態警戒本部に参集するよう連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図り、市対策本部の分掌事務に準じた対応を行うものとする。
- (イ) 警戒本部事務局員は、緊急事態警戒本部員に対し、非常登庁職員名簿等を活用して緊急事態警戒本部に参集するよう連絡する。
- (ウ) 緊急事態警戒本部（警戒体制）における各部局・課の職員の参集については、個々の事態の状況に応じて、連絡会議において、その都度判断する。ただし、このことは各部局の長が自ら判断して、各部局・課の職員の参集を妨げるものではない。

なお、各部局の長は、各部局の職員に対する参集の指示があった場合には、所属職員に対して緊急事態警戒本部が設置された旨等を連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図り、市対策本部の分掌事務に準じた対応を行うものとする。

このときの職員の動員体制は、原則として市地域防災計画に定める第2配備体制に準じた体制とし、事態の状況に応じて動員する職員を加減できるものとする。

カ 県等への連絡及び情報収集等

緊急事態警戒本部を設置したときは、直ちに県等に連絡するとともに、発生した事案に係る情報収集に努める。

また、収集した情報を国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等に迅速に提供するものとする。

キ 初動措置の確保

- (ア) 市は、緊急事態警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救護救助等の応急措置を行う。
- (イ) 本部長は、国、県等から入手した情報をもとに関係部局へ必要な指示を行う。
- (ウ) 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (エ) 政府による事態認定がなされたが、市に対して市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

ア 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

緊急事態警戒本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合においては、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態警戒本部は廃止する。

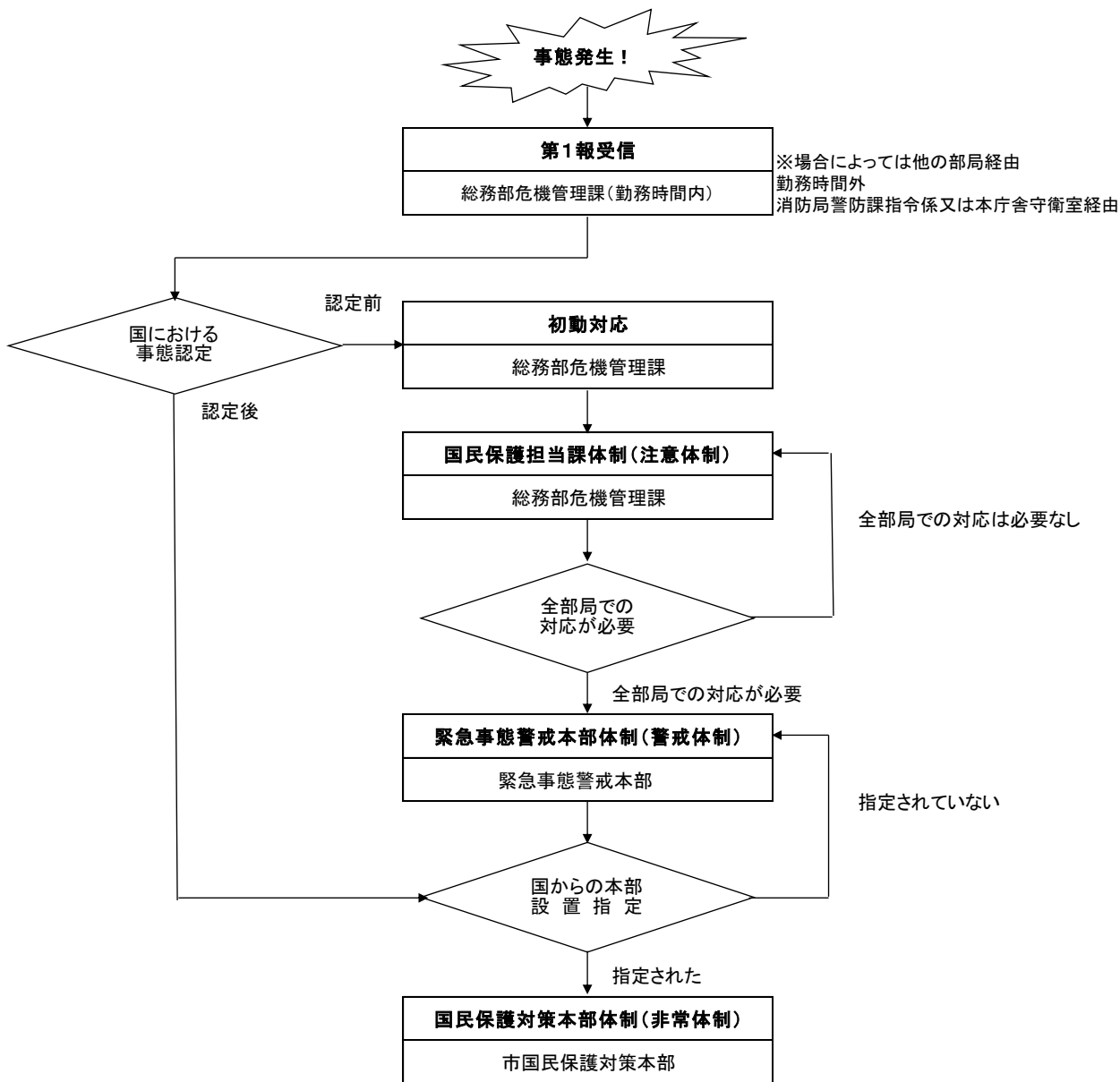
イ 市地域防災計画等による事案への対応を行っていた場合

災害対策基本法は、武力攻撃事態等に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市地域防災計画に基づく災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。

【初動連絡体制のフローチャート】



【消防庁における対応】（参考）

消防庁は、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。

また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の事態の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態室を設置するとともに、県に連絡することとされている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部（非常体制）の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 対策本部を設置すべき市の指定の通知

[法第 25 条]

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市対策本部の設置

[法第 27 条]

対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市長は、直ちに市対策本部を設置する。

（※事前に市緊急事態警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）

また、市長は、市対策本部を設置した場合は、市議会にその旨を連絡する。

ウ 市対策本部員等の参集

市対策本部事務局員は、市対策本部員に対し、非常登庁職員名簿等を活用して市対策本部に参集するよう連絡する。なお、参集の連絡方法には、職員防災メールも活用する。

各部局の長は、所属職員に対して市対策本部が設置された旨等を連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図る。

エ 市対策本部の設置場所等

市対策本部は、市役所防災会議室に設置する。

また、市対策本部事務局職員は、市対策本部に必要な各種情報通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。

特に、電話、ファクシミリ装置、電子メール等を用いることにより、関係機関等との通信手段の状態を確認する。

オ 交代要員等の確保

市は、市地域防災計画に定める体制を活用し、職員の交代要員の確保、食料、燃料等の確保、自家発電設備及び仮眠設備の確保を行う。

カ 市対策本部の機能の確保

市は、本庁舎が被災し、市対策本部を設置できなくなった場合には、消防局・西消防署庁舎、つばき会館、すこやかセンター、市民センター等に市対策本部の設置場所を確保し、市対策本部を開設する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

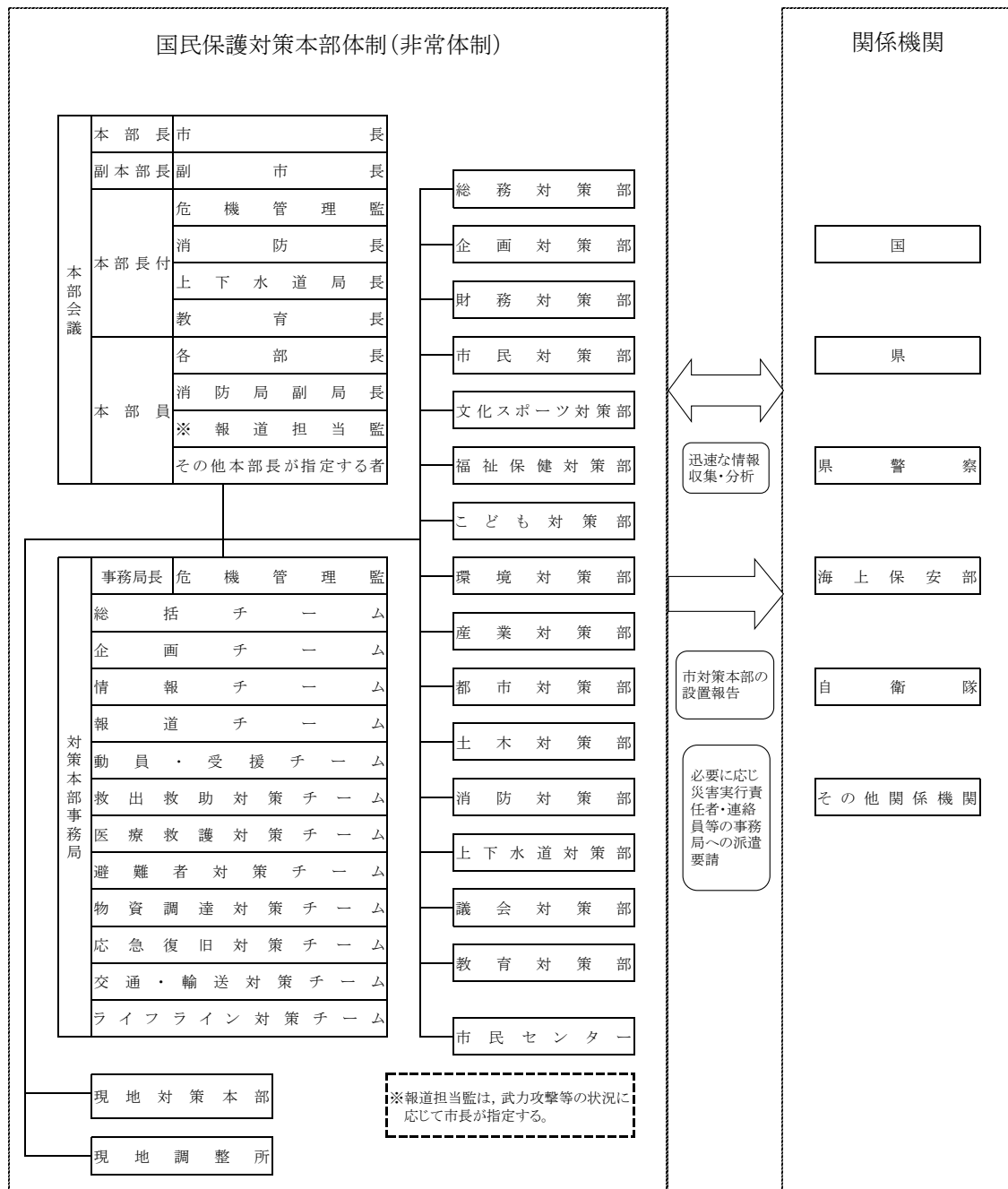
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、次のとおりとする。

【市対策本部（非常体制）の組織構成等】



ア 本部長、副本部長、本部長付、本部員

(ア) 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

(イ) 本部長付は、危機管理監、消防長、上下水道局長、教育長をもって充てる。

(ロ) 本部員は、総務部長、企画部長、財務部長、市民部長、文化スポーツ部長、福祉保健部長、こども部長、環境部長、産業部長、都市部長、土木部長、教育部長、消防局副局長、上下水道局経営総務部長をもって充てる。

イ 対策本部会議

(ア) 本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

(イ) 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員で構成され、必要に応じて関係機関の職員の出席を求めるものとする。

(ウ) 分掌事務

- a 武力攻撃事態等に対する応急対策に関すること。
- b 自衛隊の派遣要請に関すること。
- c その他国民保護措置及び重要な事項に関すること。

ウ 市対策本部事務局

(ア) 組織

a 市対策本部事務局長（以下「事務局長」という。）は、総務部危機管理監をもって充てる。

b 市対策本部事務局に統括、企画、情報、報道、動員・受援、救出救助対策、医療救護対策、避難者対策、物資調達対策、応急復旧対策、交通・輸送対策、ライフライン対策のチームを置き、構成員は各部局・課等からの派遣職員（以下「市対策本部事務局員」という。）とする。

(イ) 市対策本部事務局の構成及び分掌事務は、次のとおりとする。

【市対策本部事務局の構成】

チーム名	業 務
統括チーム	(1) 市対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 国民保護関連情報等の収集、伝達に関すること。 (3) 市対策本部会議、市対策本部の管理・運営に関すること (4) 事務局内各チームの統括に関すること。 (5) 非常配備体制の確立の指示、伝達に関すること。 (6) 避難誘導等の指示統括に関すること。 (7) 防災行政無線の統制に関すること。 (8) 関係機関等との連絡調整の統括に関すること。 (9) 県対策本部との連絡調整に関すること。 (10) 自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMA T等の応援要請及び活動調整に関すること。 (11) 国民保護措置に関する総合調整に関すること。 (12) 広域的な避難に関すること。 (13) 災害応急・復旧対策活動の統括及び総合調整に関すること。 (14) 復旧・復興計画の連絡調整に関すること。
企画チーム	(1) 災害情報の統括に関すること。 (2) 資料の作成に関すること。 (3) 記録の収集に関すること。
情報チーム	(1) 災害情報及び被害情報の把握・整理並びに各対策部等への伝達に関すること。 (2) 通信機器等の保全に関すること。 (3) 災害情報の電話問合せに関すること（報道機関からの問合せを除く）。 (4) 災害情報の分析に関すること。 (5) アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達に関すること。
報道チーム	(1) プレスルームの開設に関すること。 (2) 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 (3) 各種情報の市民への提供に関すること（安否情報は除く）。 (4) 出版、放送、広報車両及びインターネットによる災害情報の配信に関すること。

チーム名	業 務
動員・受援チーム	(1) 職員の動員・配備に関すること（職員の支援調整を含む）。 (2) 事務局内各チーム及び各対策部からの連絡員の動員に関すること。 (3) 各対策部及び現地対策本部が行う応援人員等の調整に関すること。 (4) 国、県、他市町との応援要請に関すること（自衛隊、海上保安部、緊急消防援助隊、DMAT等に関するものを除く）。 (5) 他の自治体からの応援部隊の受援及び連絡、後方支援に関すること。
救出救助対策チーム	(1) 救出救助活動、行方不明者の搜索、その他各種支援にかかる自衛隊、海上保安部、警察、緊急消防援助隊、医療救護班、DMAT等との調整に関すること。 (2) 消防関係情報等の収集と分析に関すること。 (3) 大規模災害対策、広域応援部隊運用に係る総合調整に関すること。
医療救護対策チーム	(1) 災害医療、保健活動に係る総括及び総合調整に関すること。 (2) 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 (3) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、県、県警察等関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 救護所等の開設及び医療救護班、DMAT等の配置調整に関すること。 (5) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関すること。 (6) 被災者の心身の保持及び疾病予防に関すること。 (7) 医薬品等の供給調整に関すること。 (8) 医療ボランティア、他市町応援保健職員等の受入れ及び運用調整に関すること。 (9) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。
避難者対策チーム	(1) 避難所の開設・運営の総括及び総合調整に関すること。 (2) 開設する避難所の選定、開設指示に関すること。 (3) 避難所等の管理者・自治会・自主防災組織等への開設要請に関すること。 (4) 避難行動要支援者の避難誘導等に関すること。 (5) 高齢者の避難誘導等に関すること。 (6) 福祉避難所の福祉保健班への開設指示に関すること。 (7) 避難所との連絡調整に関すること。 (8) 住民の安否情報の集約と提供に関すること。 (9) 避難者の状況把握に関すること。 (10) 避難所への応援職員の派遣に係る動員・受援チームとの調整に関すること。 (11) 避難所等の必要物資の集約及び物資調達対策チームへの依頼に関すること。 (12) 避難者の物資ニーズの集約に関すること。 (13) 在宅避難者の支援に関する情報の集約に関すること。
物資調達対策チーム	(1) 物資に係る総括及び総合調整に関すること。 (2) 備蓄物資の供給及び給水に関すること。 (3) 食料・飲料水・生活必需品等の調達・配分・供給及び輸送に関すること。 (4) 県、他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。 (5) 県、自衛隊等への物資輸送に係る支援要請に関すること。 (6) 県との物資の集積拠点の調整に関すること。 (7) 物資の集積拠点への職員の派遣に係る動員・受援チームとの調整に関すること。

チーム名	業 務
応急復旧対策チーム	(1) 災害復旧対策に係る総合調整に関すること。 (2) 道路、橋りょうの被害状況の把握及び総括に関すること。 (3) 障害物排除に係るライフライン機関、警察、建設・土木業者等との調整に関すること。 (4) 災害廃棄物対策に係る総合調整に関すること。 (5) 災害廃棄物の発生量の把握に関すること。 (6) 災害廃棄物の収集運搬・処理処分に関すること。 (7) 災害廃棄物の広域処理に伴う県等との調整に関すること。 (8) 仮設処理施設の設置に関すること。
交通・輸送対策チーム	(1) 緊急輸送路及び海上輸送路の確保に係る調整に関すること。 (2) 一時滞在施設の開設・運営の総括及び総合調整に関すること。 (3) 帰宅困難者の状況把握に関すること。 (4) 開設する一時滞在施設の選定、開設指示に関すること。 (5) 交通情報の集約及び提供に関すること。 (6) 港湾岸壁の使用可能情報の集約及び提供に関すること。
ライフライン対策チーム	(1) ライフライン施設の復旧対策に係る総合調整に関すること。 (2) ライフライン施設の被害状況の把握及び総括に関すること。 (3) ライフラインの復旧工事の情報収集に関すること。

エ 市対策本部の各部局の組織及び業務は、次のとおりである。

【市対策本部の各部局の組織及び業務】

＜共通＞

部局・課名	業 務
各対策部	(1) 各対策部各班の設置に関すること。 (2) 各対策部から本部事務局への職員応援に関すること。 (3) 各対策部及び各班相互の連携及び職員の相互応援に関すること。 (4) 住民の避難誘導及び避難者の安全確保に関すること。 (5) 避難所配置職員、緊急初動体制要員、センター（中央地区）配置職員の選定・派遣に関すること。 (6) 各班における他地方公共団体等への応援職員の要請及び受入れに関すること。 (7) 各対策部各班から本部事務局への各種情報の報告に関すること。 (8) 各対策部各班が所管する施設の被害状況の把握並びに応急対策及び保全に関すること。 (9) 各対策部の所管に係る被害の調査結果等の報告に関すること。 (10) その他各対策部長が必要と認める災害対策及び復旧・復興に関すること。 (11) その他市長が特に必要と認めること。
各対策部庶務担当課	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部内各班の連絡調整に関すること。 (3) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (4) 部関連被害状況の集約に関すること。 (5) 部応急対策活動の集約に関すること。 (6) 部内職員の動員に関すること。 (7) 部内職員の厚生に関すること。 (8) 部内職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 (9) 国民保護事態等における部内の経費求償関連事務の実施に関すること。 (10) 部内各班に属さない事項に関すること。 (11) その他特命事項に関すること。

＜総務対策部＞

班 名	業 務
秘書広報班	(1) 市対策本部長及び市対策副本部長の秘書に関すること。 (2) プレスルームの開設に関すること。 (3) 各種情報の市民への提供に関すること。（安否情報は除く。） (4) 出版，放送，広報車両及びインターネットによる災害情報の配信に関すること。 (5) 災害見舞者の接遇に関すること。
東京連絡班	(1) 国会及び中央官庁との連絡調整に関すること。
庶務班	(1) 国，県，国民保護協議会委員，その他関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。 (3) 他の班の所管に属さないこと。
動員班	(1) 職員の罹災状況の集約に関すること。 (2) 避難所配置職員，緊急初動体制要員，センター（中央地区）配置職員の選定に関すること。 (3) 職員の動員及びひ配備計画に関すること。 (4) 職員配備に伴う勤務条件に関すること。 (5) 公務災害補償に関すること。 (6) 職員の厚生及び健康管理（メンタルヘルス）に係る連絡調整に関すること。 (7) 災害派遣職員の人件費等（災害派遣手当，赴任旅費，負担金等）に関すること。 (8) 職員の給与に関すること。
情報計画班	(1) 本部設置に係る情報機器の設置に関すること。 (2) 電算等の各種システム等の復旧，運用，管理に関すること。 (3) 災害情報の収集・整理に関すること。

＜企画対策部＞

班 名	業 務
企画班	(1) 災害に係る記録の収集・整理に関すること。 (2) 国の機関等への要望に関すること。 (3) 国の機関等からの視察対応に関すること。
復興準備班	(1) 復旧・復興計画の策定の準備に関すること。

<財務対策部>

班 名	業 務
財政班	(1) 災害応急対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。 (2) 財政需要見込み額の把握に関すること。 (3) 財源確保に関する県及び国との調整及び要望に関すること。 (4) 災害時の資金調達（情報収集）に関すること。 (5) 資金調達に向けた調整等及び資金調達の実施に関すること。
管財班	(1) 公有財産の被害状況の調査及び総括に関すること。 (2) 庁舎の電気・通信・衛生設備の応急対策に関すること。 (3) 非常優先電話の応急救設に関すること。（携帯電話を除く） (4) 公用車の集中管理に関すること。 (5) 公用車等の燃料調達に関すること。 (6) 緊急輸送車両の許可申請及び配車計画に関すること。 (7) 公有財産の緊急使用許可に関すること。 (8) 自衛隊・他都市等救援団体の駐車場確保に関すること。 (9) 災害応急対策のための土地の借上げの契約事務に関すること。 (10) 災害協定等の民間車両の手配に関すること。
契約班	(1) 部内他班の応援に関すること。 (2) 物資・資財等の総括的購買に関すること。
罹災調査証明班	(1) 罹災証明(火災に係るものを除く。)発行業務の総括に関すること。 (2) 被災者台帳の総括に関すること。 (3) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。
会計班	(1) 災害対策に係る現金の出納に関すること。 (2) 義援金の保管に関すること。

<市民対策部>

班 名	業 務
避難所・ボランティア班	(1) 避難所の開設・運営に関すること。 (2) 市民センター班との連絡調整に関すること。 (3) くれ災害ボランティアセンター設置に係る支援に関すること。 (4) くれ災害ボランティアセンターが行うボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整の支援に関すること。 (5) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること。 (6) 自治会との連絡に関すること。 (7) 中央地区に係る避難行動要支援者名簿の提供、被災者の収容、避難所への物資等の輸送、被災者台帳の作成、罹災証明の発行、中央地区担当の応援職員の要請及び受入れに関すること。 (8) 被災者の物資ニーズ調査の総括に関すること。 (9) 義援金の受納受付に関すること。
市民相談班	(1) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。 (2) 市民の安否情報の集約及び問い合わせに関すること。 (3) 避難所・ボランティア班の支援に関すること。 (4) 被災者の物資ニーズ調査に関すること。 (5) 災害による税の減免の申請受付に関すること。 (6) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。 (7) 災害時の総合相談窓口の設置及び市民ニーズの整理・調整に関すること。 (8) 災害時の生活相談や情報提供、援助に関すること。

班 名	業 務
(各) 市民センター班	(1) 所属職員の動員及び厚生に関すること。 (2) 現地対策本部が設置された場合における連絡調整に関すること。 (3) 市民の安否情報の収集及び問い合わせに関すること。 (4) 避難所の開設・運営に関すること。 (5) 被災者・帰宅困難者の収容に関すること。 (6) 防災行政無線の管理運営に関すること。 (7) 災害・避難所情報の収集及び報告並びに本部との連絡に関すること。 (8) 避難行動要支援者名簿の提供に関すること。 (9) 避難所への物資等の保管及び輸送に関すること。 (10) 被害調査及びその応急措置に関すること。 (11) 消防団・指定管理者・関係団体等との連絡調整に関すること。 (12) 食料・飲料・燃料等の確保に関すること。 (13) 応援職員の要請及び支援職員（他都市支援職員も含む。）の受入れに関する こと。 (14) 被災者の物資ニーズ調査に関すること。 (15) 災害時の総合相談窓口の設置及び市民ニーズの整理・調整に関すること。 (16) 災害時の生活相談や情報提供、援助に関すること。 (17) 行方不明者等の受付、死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。 (18) 被災者台帳の作成に関すること。 (19) 罹災証明の発行に関すること。 (20) 義援金、見舞金等の申請受付に関すること。 (21) 災害による税の減免の申請受付に関すること。 (22) 災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること。 (23) その他応急・復旧対策等に関すること。

<文化スポーツ対策部>

班 名	業 務
文化振興班	(1) 避難所として社会教育施設の供与及び管理に関すること。 (2) 避難所として文化施設の供与及び管理に関すること。 (3) 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (4) 文化財の保全に関すること。 (5) 社会教育団体等協力団体との連絡調整に関すること。 (6) 書籍等の被害状況の把握及び応急対策に関すること。
スポーツ施設班	(1) スポーツ施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 避難所としてスポーツ施設の供与及び管理に関すること。 (3) 備蓄倉庫の被災状況の把握及び管理保全に関すること。

＜福祉保健対策部＞

班 名	業 務
福祉保健班	(1) 福祉避難所の開設及び被災者の収容に関すること。 (2) 社会福祉施設との連絡及び調整の総括に関すること。 (3) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策の総括に関すること。 (4) 社会福祉施設利用者の安否確認の総括に関すること。 (5) 要配慮者対策の総括に関すること。 (6) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供の総括に関すること。 (7) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、県、県警察等関係機関との連絡調整に関すること。 (8) 救護センター及び救護所等の開設に関すること。 (9) 医療救護班、DMA T等の配置調整に関すること。 (10) 広域搬送も含めた患者の輸送・転院に係る調整に関すること。 (11) 国民保護事態等における全対策部の経費求償関連事務の総括及び県との調整に関すること。 (12) 日本赤十字社、社会福祉協議会及び社会福祉法人等との連絡調整に関すること。 (13) 民生委員児童委員への協力要請に関すること。 (14) 義援金・見舞金等の被災者への支給受付に関すること。
保険年金班	(1) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (2) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策の支援に関すること。 (3) 被災者に対する国民健康保険に関すること。 (4) 被災者に対する後期高齢者医療に関すること。 (5) 被災者に対する国民年金に関すること。
介護保険班	(1) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (2) 高齢者福祉施設との連絡及び調整に関すること。 (3) 高齢者福祉施設利用者の安否確認に関すること。 (4) 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (5) 被災者に対する介護保険に関すること。 (6) 高齢者の援護及び相談に係る高齢者福祉班の支援に関すること。
高齢者福祉班	(1) 高齢者の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に関すること。 (2) 避難行動要支援者及び高齢者の避難誘導に係る避難支援等関係者への協力依頼に関すること。 (3) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (4) 高齢者の援護及び相談に関すること。
下蒲刈病院班	(1) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 所管施設利用者の安否確認及び避難に関すること。 (3) 職員の安否確認及び勤務体制の確保に関すること。 (4) 医療情報の収集及び提供に関すること。 (5) 医薬品・資器材の調達に関すること。 (6) 病院間の患者の受入れ調整に関すること。 (7) 救護病院の開設・運営に関すること。

班 名	業 務
保健医療班	(1) 医療機関の被害状況，受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 (2) 救護所等設置に係る医療支援班の支援に関すること。 (3) 医療救護班，DMA T等の配置調整に係る福祉保健班の支援に関すること。 (4) 在宅の要配慮者（人工透析，特定疾患，難病等）への対応及び支援並びに対応医療機関との調整に関すること。 (5) 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。 (6) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入れ，調整に関すること。 (7) 感染症の発生及び拡大防止に関すること。 (8) 防疫活動に関すること。 (9) 防疫薬品及び防疫資材の整備及び調達に関すること。 (10) 避難所等の衛生管理及び環境整備等に関すること。 (11) 被災者等の健康管理及び心のケアに関すること。 (12) 派遣保健師の受入れ，調整に関すること。 (13) 医療ボランティアの受入れ，調整に関すること。
生活衛生班	(1) ペット動物等の保護・収容，救護活動に関すること。 (2) 毒物・劇物の被害調査及び応急対策等に関すること。 (3) 生活用水及び食品の衛生確保に関すること。 (4) 医薬品等の供給調整に関すること。 (5) 獣医師会，動物愛護団体との支援要請及び総合調整に関すること。 (6) 災害応急用井戸の水質検査及び情報提供に関すること。 (7) 食中毒の発生及び拡大防止に関すること。 (8) 入浴施設の提供に関すること。 (9) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。
障害福祉班	(1) 障害者の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に関すること。 (2) 避難行動要支援者及び障害者の避難誘導に係る避難支援等関係者への協力依頼に関すること。 (3) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。 (4) 障害者福祉施設との連絡及び調整に関すること。 (5) 障害者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (6) 障害者福祉施設利用者の安否確認に関すること。 (7) 障害者の援護及び相談に関すること。
遺体安置所設置班	(1) 生活保護対策に係る総括に関すること。 (2) 遺体の検視・検案場所の選定・依頼及び必要資器材の調達に関すること。 (3) 遺体安置所の選定・依頼及び運営並びに必要な資器材の調達に関すること。 (4) 遺体の埋火葬に係る本部事務局，環境対策部との調整に関すること。 (5) 被災者に対する生活保護に関すること。 (6) 行旅病人及び行旅死亡人（身元不明者を含む。）に関すること。

<こども対策部>

班 名	業 務
こども支援班	(1) 私立幼稚園との連絡及び調整に関すること。 (2) 私立幼稚園の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 所管施設利用者の安否確認に関すること。 (4) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。
こども家庭相談班	(1) 児童福祉法に基づく支援を要する児童や妊産婦の援護に関すること。 (2) 母子生活支援施設及び児童養護施設との連絡及び調整に関すること。 (3) 母子生活支援施設及び児童養護施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 母子生活支援施設及び児童養護施設利用者利用者の安否確認に関すること。 (5) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。
こども施設班	(1) 保育園児等の安全に関すること。 (2) 保育所等との連絡及び調整に関すること。 (3) 保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 保護者への引き渡しに関すること。 (5) 保護者への防災情報の提供に関すること。 (6) 保育所等利用者の安否確認に関すること。 (7) 保育所等の一時休止及び再開に関すること。 (8) 保育所等の保健衛生に関すること。 (9) 保育施設等の応急危険度判定の要請に関すること。 (10) 応急保育の実施に関すること。 (11) 福祉避難所開設に係る福祉保健班の支援に関すること。

<環境対策部>

班 名	業 務
環境対策班	(1) 廃棄物に係る総括及び総合調整に関すること。 (2) 火葬場の現状把握及び火葬準備に関すること。 (3) 埋火葬に係る市対策本部等との連絡調整に関すること。 (4) 廃棄物仮置場の設置及び運営に関すること。 (5) 広域火葬に関すること。 (6) 火葬相談窓口の設置に関すること。 (7) 遺体の運送（遺体安置所から火葬場まで）に関すること。 (8) 遺体の埋火葬に関すること。 (9) 遺骨の一時保管に関すること。 (10) 廃棄物の不法投棄行為の監視及び法的処理対策に関すること。 (11) 有害物質等を使用している工場・事業場の被害状況の把握及び応急対策等に関すること。 (12) 大気汚染及び水質汚濁等の汚染状況の監視に関すること。 (13) 災害時における公害防止に関すること。
廃棄物処理班	(1) 一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理及び処分に関すること。 (2) 廃棄物仮置場の設置及び運営に関すること。 (3) 仮設処理施設の設置及び運営に関すること。
廃棄物収集班	(1) 所管施設及び車両の被害調査、応急対策及び管理保全に関すること。 (2) 一般廃棄物（ごみ及びし尿）取扱業者等との連絡調整に関すること。 (3) 一般廃棄物（家庭ごみ）の収集及び運搬に関すること。 (4) 一般廃棄物（し尿）の緊急汲取に関すること。 (5) 被災地域及び関係部署と連携し、一時集積場所の設置及び管理運営に関すること。 (6) 避難所等におけるごみ集積場所及びトイレ（くみ取り式に限る。）の清掃等の指導に関すること。 (7) 仮設トイレの設置及び運営に関すること。

＜産業対策部＞

班 名	業 務
商工振興班	(1) 工業施設、商業施設等の被害状況の把握に関すること。 (2) 県、商工会議所及び商工業関係団体との連絡調整に関すること。 (3) 協定に基づく食料・生活必需品・資機材等の調達に関すること。 (4) 備蓄物資及び救援物資の配分・供給に関すること。（給水作業に関することを除く。） (5) 救援物資の集積拠点への職員の派遣の調整に関すること。 (6) 他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。 (7) 救援物資に係る総括及び関係対策部との調整に関すること。 (8) 県との物資の集積拠点の調整に関すること。 (9) 中小企業に対する金融支援及び相談に関すること。 (10) 産業振興対策に関すること。
観光振興班	(1) 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 観光客の避難対策に関すること。 (3) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。
港湾漁港班	(1) 港湾及び海上における災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (2) 港湾及び漁港利用者等の避難対策に関すること。 (3) 船舶火災、海難事故及び船舶の被害状況の把握に関すること。 (4) 港湾施設及び漁港施設、海岸保全施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (5) 接岸、けい留施設の被害状況の把握に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (6) 救援物資の海上輸送基地の選定に関すること。 (7) 災害時応急処置に伴う関係機関への協力要請に関すること。 (8) 避難者、救援物資等の海上輸送に伴う自衛隊、海上保安部、旅客船協会、漁業協同組合等への協力要請に関すること。 (9) 救援物資に係る商工振興班への支援に関すること。 (10) 港湾区域及び漁港区域内における漂流物対策に関すること。 (11) 海上輸送基地における救援物資の荷役、輸送体制の確保に関すること。 (12) 港湾施設及び漁港施設、海岸保全施設の災害復旧工事に関すること。
農林水産班	(1) 畜産関係の被害状況の把握に関すること。 (2) 農協等との連絡調整、協力要請に関すること。 (3) 農業関係の被害状況の把握に関すること。 (4) 救援物資等に係る商工振興班の支援に関すること。 (5) 応急農作物の種苗及び家畜飼料の補給に関すること。 (6) 農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること。 (7) 水産関係、養殖魚等の被害状況の把握に関すること。 (8) 漁協等との連絡調整、協力要請に関すること。
農林土木班	(1) 救援物資に係る商工振興班の支援に関すること。 (2) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (3) ひ門及び排水ポンプの操作管理に関すること。 (4) 農地、ため池、農林土木施設の復旧対策に関すること。

＜都市対策部＞

班 名	業 務
都市計画班	(1) 被災市街地の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 帰宅困難者の支援の部内総括に関すること。 (3) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (4) 被災市街地の復旧・復興に関すること。
交通政策班	(1) 公共交通情報の収集及び情報提供に関すること。 (2) 交通関係機関等との連絡調整に関すること。 (3) 帰宅困難者の情報収集及び状況把握に関すること。 (4) 避難所以外の一時滞在施設の選定及び関係者への協力要請に関すること。 (5) 一時滞在施設の開設・運営の総括及び総合調整に関すること。
建築指導班	(1) 帰宅困難者の支援に関すること。 (2) 建築物（避難所その他の公共施設等）の応急危険度判定に関すること。 (3) 被災建築物応急危険度判定に関すること。 (4) 住宅の被害認定に関すること。 (5) 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援に関すること。 (6) 災害復興住宅資金の融資に関すること。 (7) 建築関係業者との連絡調整に関すること。 (8) 被災者の建築相談に関すること。 (9) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関すること。 (10) 住宅の応急修理の技術的対応に関すること。
住宅政策班	(1) 帰宅困難者の支援に関すること。 (2) 市営住宅の被害状況の収集及び応急対策工事に関すること。 (3) 市営住宅指定管理者への指示及び調整に関すること。 (4) 市営住宅の入居者の相談に関すること。 (5) 市営住宅の緊急入居に関すること。 (6) 応急仮設住宅に関すること。 (7) 住宅の応急修理に関すること。
復旧工事調整班	(1) 災害復旧対策にかかる関係機関との総合調整に関すること。 (2) 帰宅困難者の支援に関すること。 (3) 災害応急対策工事にかかる工事検査に関すること。
呉駅周辺事業推進班	(1) 帰宅困難者の支援に関すること。

＜土木対策部＞

班 名	業 務
幹線道路班	(1) 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び緊急輸送対策に関すること。 (2) 国道、県道の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。 (3) 道路交通情報の収集及び情報提供に関すること。
土木総務班	(1) 道路、橋りょう、河川等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (3) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 道路、橋りょう、河川等の障害物の除去に関すること。 (5) 建設業協会、民間建設業者等の連絡調整に関すること。 (6) 応急資機材の確保及び保管に関すること。 (7) 救援活動拠点等としての公園緑地の使用にかかる連絡調整に関すること。 (8) 国、他の地方公共団体及び関係団体からの土木関係支援に関すること。 (9) 災害応急対策のための土地の収用に関すること。 (10) 公園緑地等にかかる国、県等との連絡調整に関すること。
土木施設対策班	(1) 道路、橋りょう、河川等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (3) 土砂災害・洪水等の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) ため池の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (5) 道路、橋りょう、河川等の障害物の除去に関すること。 (6) 市街地の排水対策に関すること。 (7) ひ門、排水ポンプ場、防潮堤の操作管理に関すること。 (8) 公園等の電気設備の保全に関すること。 (9) 急傾斜地対策に関すること。 (10) 所管の公共土木施設復旧対策に関すること。
営繕班	(1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の被害状況調査及び応急対策工事に関すること。 (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る住宅政策班の支援に関すること。

<消防対策部>

班 名	業 務
消防総務班	(1) 職員及び消防団員の招集に関すること。 (2) 施設、設備等の被害状況の把握及び保守に関すること。 (3) 災害情報の広報に関すること。 (4) 必要物資の調達に関すること。 (5) 車両及び機械器具の応急修理に関すること。
予防班	(1) 火災予防に関すること。 (2) 危険物に関すること。
警防班	(1) 所管施設、車両等の被害状況の把握、応急対策及び 保全に関すること。 (2) 消防隊等の出動指令に関すること。 (3) 消防通信の運用、統制、保全に関すること。 (4) 消防対策部の災害体制等の発令に関すること。 (5) 消防隊等の編成及び出動に関すること。 (6) 消防隊・救急隊等の指揮及び運用に関すること。 (7) 災害の警戒、防御及び事前措置に関すること。 (8) 災害情報、気象情報等の収集、伝達、報告に関すること。 (9) 災害対策本部等、関係機関との連絡調整に関すること。 (10) 緊急消防援助隊、他機関の応援要請に関すること。 (11) 記録に関すること。
西署班 東署班	(1) 所管施設、車両等の被害状況の把握、応急対策並びに保全に関すること。 (2) 職員の招集に関すること。 (3) 現場指揮所等の設置に関すること。 (4) 消防隊等の編成に関すること。 (5) 災害の警戒、防御及び事前措置に関すること。 (6) 災害の警戒広報及び指導に関すること。 (7) 応援の要請に関すること。 (8) 災害情報の収集、報告に関すること。 (9) 危険物に関すること。 (10) 被害調査に関すること。 (11) 記録に関すること。
消防団班	(1) 団の総括及び方面隊、地区隊への指示、連絡調整に関すること。 (2) 消防局、本部事務局、市民センターとの連絡調整に関すること。 (3) 所管施設、車両等の被害状況の把握及び管理保全に関すること。 (4) 団員の動員、隊の編成に関すること。 (5) 団員の安否情報及び罹災状況に関すること。 (6) 消火・救助・救急・水防活動及び行方不明者の捜索に関すること。 (7) 消防広報及び避難誘導に関すること。

<上下水道対策部>

班 名	業 務
上下水道総括班	(1) 県水道施設の被害状況の把握及び復旧対策の総合調整に関すること。 (2) 上下水道事業に係る災害広報の総括に関すること。 (3) 水道施設及び下水道施設の災害復旧・復興の総合企画に関すること。 (4) 水道・下水道使用料の減免に関すること。 (5) 他の地方公共団体からの水道支援の総括に関すること。
上下水道窓口班	(1) 電話受付に関すること。 (2) 資材及び車両の調達・管理に関すること。 (3) 所管車両の管理保全に関すること。
応急給水班	(1) 応急給水計画に関すること。 (2) 医療機関（災害拠点病院、救急告示医療機関、透析医療機関）への運搬給水に関すること。 (3) 地域給水拠点等への運搬給水に関すること。
応急排水班	(1) 所管管きよの閉塞状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 応急排水計画及び汚水運搬計画に関すること。
下水道管路復旧班	(1) 所管管きよの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 修繕計画に関すること。 (3) 下水道管の修繕に関すること。
給水復旧班	(1) 所管管路の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 水道管の修繕に関すること。 (3) 復旧工事関係者との連絡調整に関すること。 (4) 修繕計画に関すること。 (5) 市民広報の実施に関すること。 (6) 濁水対策に関すること。
水道施設班	(1) 水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 施設の復旧計画及び水運用計画に関すること。 (3) 危険物の点検及び安全確保に関すること。 (4) 採水計画及び水質検査に関すること。
下水道施設班	(1) 下水道施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 危険物の点検及び安全確保に関すること。 (3) 施設の復旧計画及び汚水処理計画に関すること。 (4) 採水計画及び水質検査に関すること。

<議会対策部>

班 名	業 務
議会班	(1) 議員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 (2) 災害に関する議会活動に関すること。

＜教育対策部＞

班 名	業 務
教育総務班	(1) 災害関連情報の集約及び伝達に関すること。 (2) 教育委員との連絡調整に関すること。 (3) 他都市応援職員の受入れに関すること。
学校施設班	(1) 学校施設・設備の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 (2) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。 (3) 応急教育実施施設の確保に関すること。 (4) 学校施設の災害復旧計画に関すること。 (5) 教育備品の被害状況の把握及び調達に関すること。
学校教育班	(1) 教職員の動員・配備に関すること。 (2) 学校の教育再開（応急教育計画）の総括に関すること。 (3) 被災児童生徒への教科書・学用品等の調達給与に関すること。 (4) 被災児童生徒への育英及び奨学に関すること。
学校安全班	(1) 児童生徒の安全対策の総括に関すること。 (2) 災害情報・気象情報等の収集に関すること。 (3) 保護者への防災情報の提供に関すること。 (4) 児童生徒、保護者の安否情報及び保護者への引渡しに関すること。 (5) 学校の保健衛生に関すること。
(各)学校班	(1) 児童生徒の安全に関すること。 (2) 学校施設・設備・教育備品の被害状況の把握に関すること。 (3) 児童生徒、保護者の安否情報及び保護者への引渡しに関すること。 (4) 所管教職員の安否情報及び罹災状況の把握に関すること。 (5) 避難所として学校施設の供与及び管理に関すること。 (6) 避難所運営及び救護所等の支援に関すること。 (7) 学校施設の応急危険度判定の要請に関すること。 (8) 学校の教育再開（応急教育計画）に関すること。 (9) 学校の管理保全及び保健衛生に関すること。 (10) 学校給食及び非常炊出しに関すること。 (11) 被災児童生徒への教科書・学用品の給与に関すること。

オ 市現地対策本部の設置

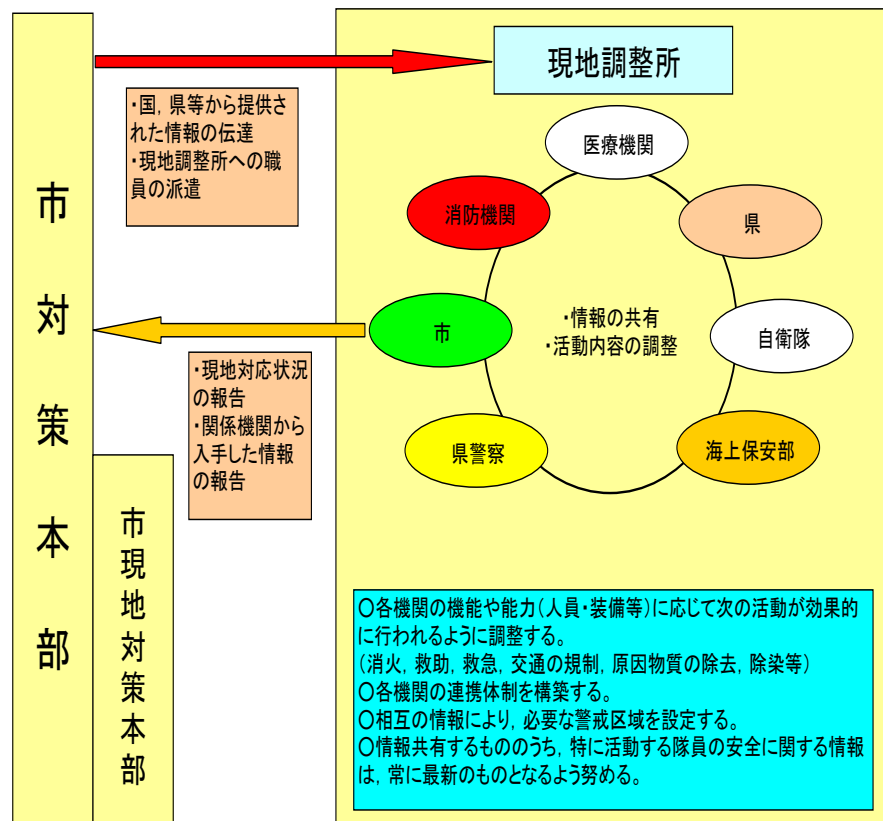
本部長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施及び国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行う市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

カ 現地調整所の設置

本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合において、その被害を軽減し、現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（県、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の役割等】



【現地調整所の性格について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置するものである。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時に、又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
- 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。
- また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有することにより、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。
- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

(4) 本部長の権限

[法第 29 条]

本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等及び要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等及び当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時かつ適切な情報報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

ア 報道担当監の設置

市長は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、報道チームに広報を一元的に行う必要があると認める場合には「報道担当監」を配置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせの窓口の開設、インターネット、ホームページ等のほか、車両広報、防災情報メール、緊急速報メールなど様々な広報手段を活用して、住民等に提供できる体制の整備に努める。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

(6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(7) 合同対策協議会について

市長は、政府現地対策本部長により、政府現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するものとする。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

加えて、必要に応じアマチュア無線等の協力も得るものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 無線通信系の輻輳・混信等の対策

市は、無線通信系の輻輳・混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整に努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関
その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるため
に、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部との緊密な連携を図る。

なお、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

[法第 16 条]

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

[法第 16 条]

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

[法第 21 条]

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

[法第 20 条]

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、海上自衛隊呉地方総監を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命じられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

[法第 17 条]

- ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

[法第 18 条]

- 市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。
- この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託

[法第 19 条]

- ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- (イ) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (ロ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

[法第 151 条、法第 152 条]

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員に係る派遣の要請を行う。
- また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、前号の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。
- また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、前号に規定する職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

[法第 17 条, 法第 19 条]

ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができないときや、他の機関が実施する国民保護措置と重複するときなど、正当な理由のあるときを除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

[法第 21 条]

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができないときや、他の機関が実施する国民保護措置と重複するときなど、正当な理由のあるときを除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

[法第 4 条]

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

[法第 4 条]

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの活動環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合においては、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難住民の誘導[法第 70 条] (2) 避難住民等の救援[法第 80 条] (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置[法第 115 条] (4) 保健衛生の確保[法第 123 条] |
|--|

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達、通知等に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

〔法第47条〕

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係ある公私の団体（消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、医師会、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

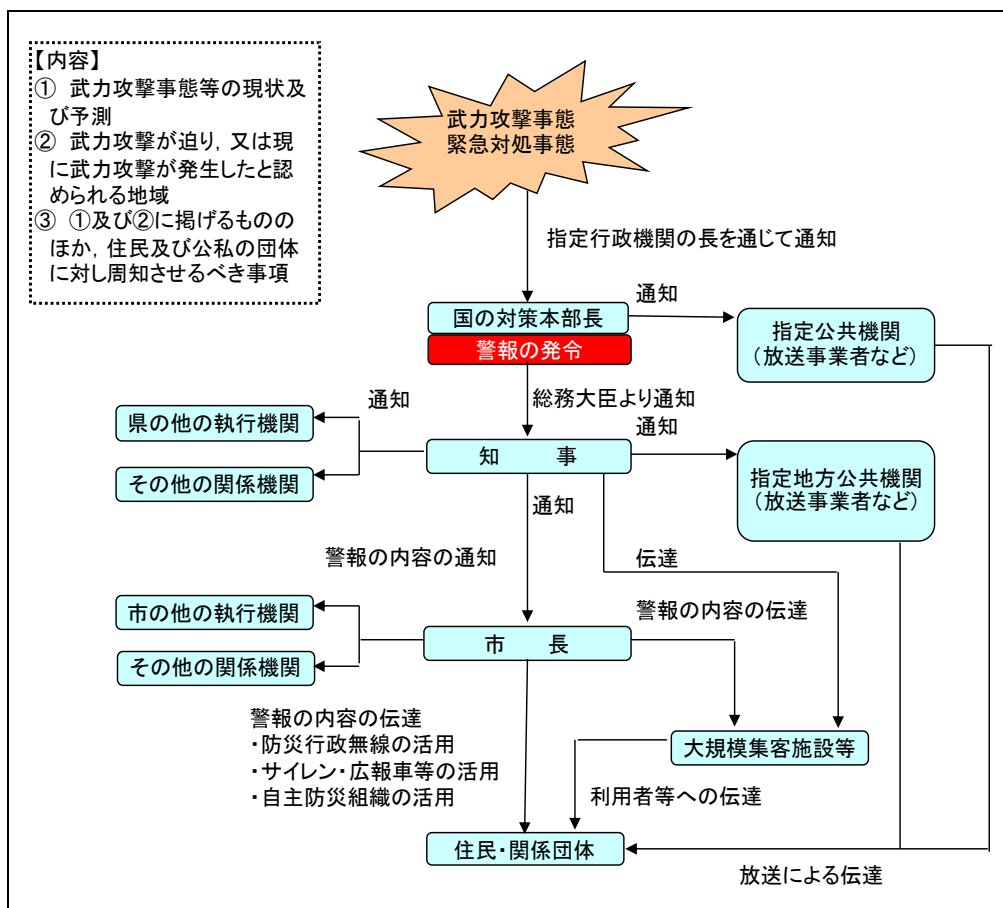
(2) 警報の内容の通知

〔法第47条〕

ア 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



※ 国による警報の発令等[法第 44 条, 第 45 条]

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があると認めるとは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令する。

警報を発令した旨の通知を受けた総務大臣は、直ちにその内容を知事に通知する。

※ 知事による警報の通知[法 46 条]

知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を当該区域内の市町長、他の執行機関、知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に提供される。

市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、文字表示板及び流動表示灯、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線以外の伝達方法も活用する。

※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防機関は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は、警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

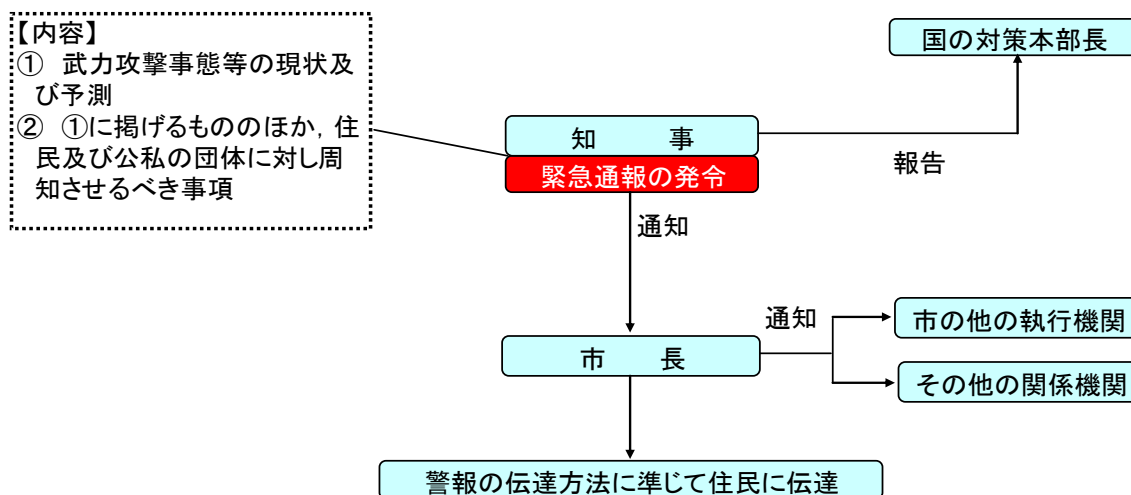
[法第 100 条]

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を広く伝達・通知する。

緊急通報の伝達・通知の仕組みは以下のとおりとする。

【緊急通報の発令・通知・伝達の仕組み】



※ 知事による緊急通報の発令等[法第 99 条, 第 100 条]

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による市民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令する。

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を当該区域内の市町長、他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

第2 避難住民の誘導等

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

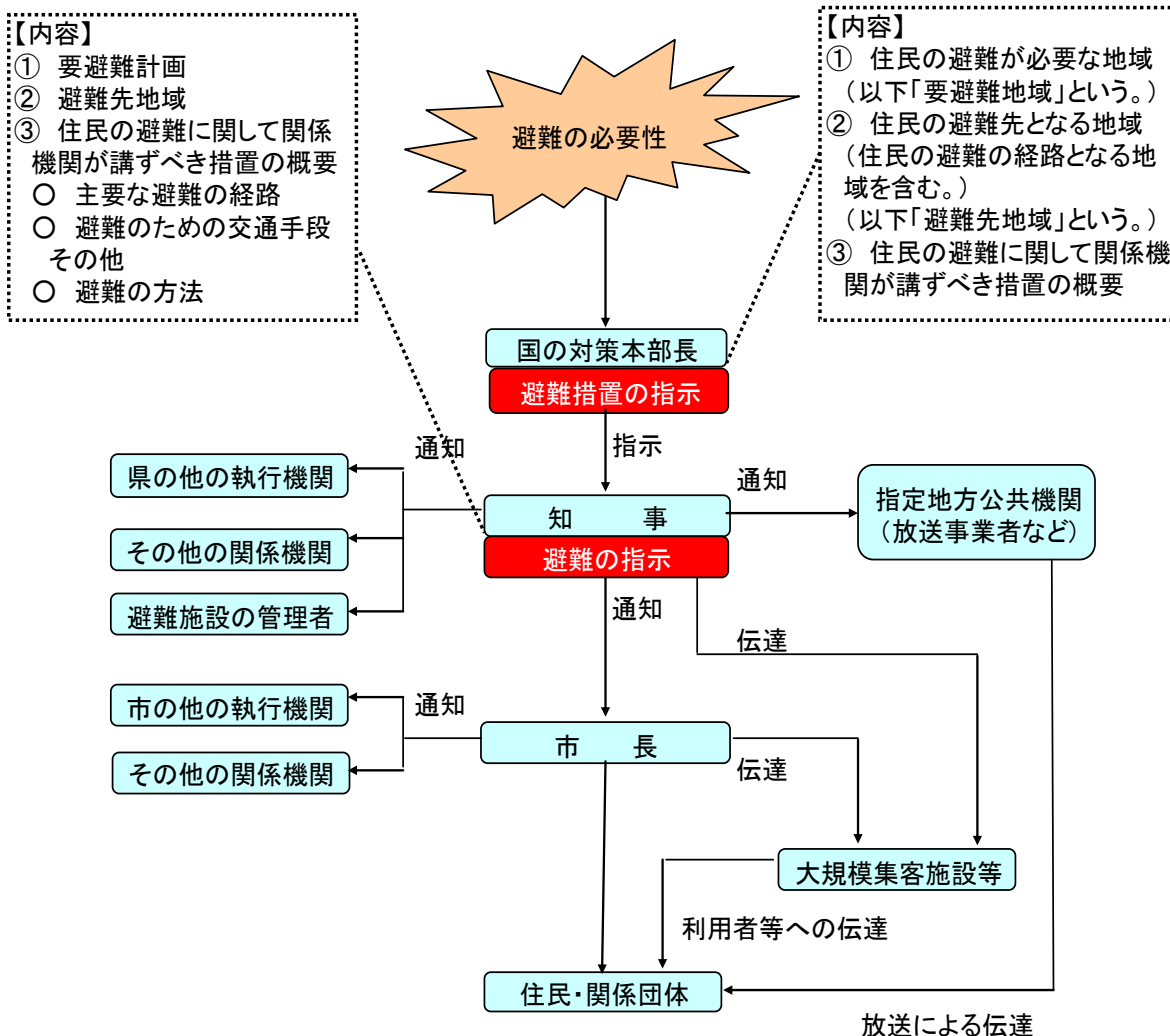
1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

[法第54条]

- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



※ 国による避難措置の指示[法第 52 条]

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示する。

※ 県による避難の指示の通知[法第 54 条]

避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する知事は、要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、避難を指示する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

[法第 61 条]

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする場合もあり得る。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員及び消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品及び服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度及び避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難及び長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網及び一時避難場所の選定)
- カ 要支援者の避難の決定
(避難行動要支援者名簿、福祉保健部等を中心とした横断的な避難支援等が迅速に実施できるよう職員の配置)
- キ 避難経路や交通規制の調整
(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整及び道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置
(各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整
(現地調整所の設置及び連絡手段の確保)
- コ 国が行う自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
(県対策本部との調整及び国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と、国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、防災行政無線、防災情報メール、ホームページ、広報車等の活用、消防団、自主防災組織による伝達など、警報の内容の伝達に準じた方法により伝達する。

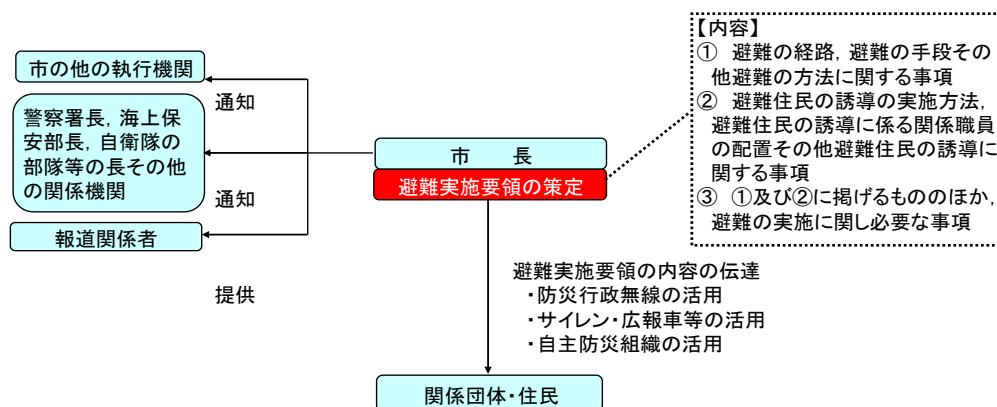
なお、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努める。

また、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機などを活用した情報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

この場合において、市長は、避難実施要領の内容を直ちに市の他の執行機関、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達・通知の流れ】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

[法第 62 条]

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

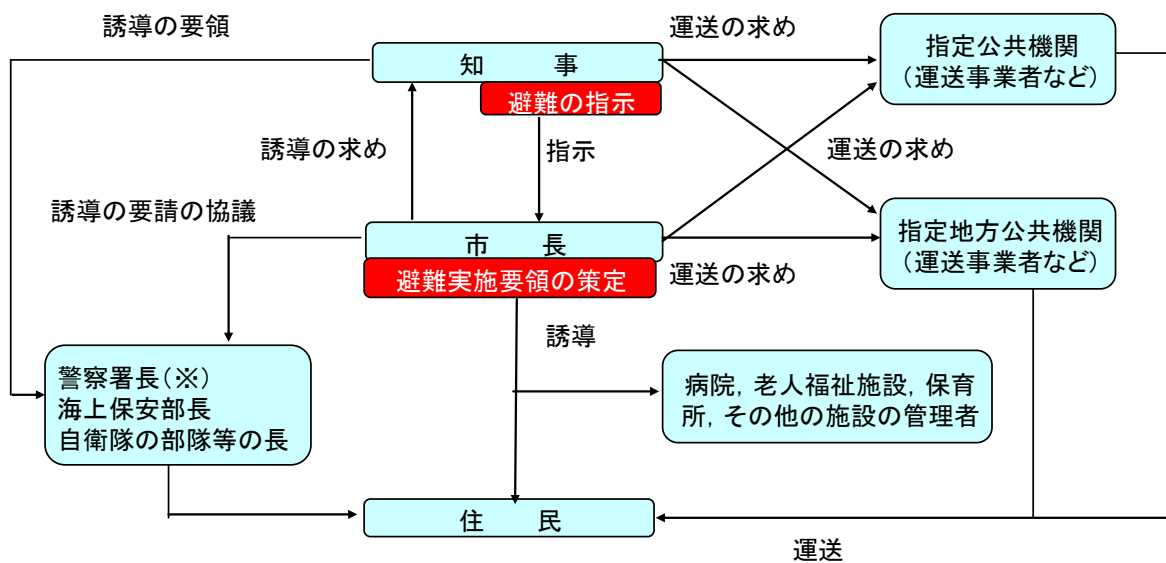
また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

さらに、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、き然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

市長、市の職員、消防長及び消防団長並びに消防職員及び消防団員は、避難経路となる場所に避難の障がいとなるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、必要な警告又は指示を行う。

【避難誘導の流れ】



(2) 消防機関の活動

消防機関は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど、効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防隊と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

[法第 63 条, 第 64 条, 第 66 条]

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は自衛隊法第 76 条第 1 項、第 78 条第 1 項若しくは第 81 条第 2 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち、国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、この場合において、避難住民を誘導する警察官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは、必要な警告又は指示を行うことができる。

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入を禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれがある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができる。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができる。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食料品の供給等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食料品や飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時・適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難が万全に行われるため、福祉保健部等を中心とした横断的な避難支援等を迅速に実施する者が、呉市社会福祉協議会、呉市民生委員児童委員協議会、介護保険制度関係者、障がい福祉制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕なく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養し、又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

[法第 67 条]

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(13) 避難住民の運送の求め等

[法第 71 条、第 72 条]

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民に対し、避難の指示の解除を伝える。避難の指示の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、避難の指示の発令の場合と同様とする。

また、市長は、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

4 避難の方法

(1) 想定されている武力攻撃事態の類型に応じた避難の方法

想定されている武力攻撃事態の類型を踏まえ、避難措置の内容（距離、時間的余裕、発生場所）の観点から、主な避難方法として以下の3種類のケースを想定する。

【避難の方法として想定すべき3種類のケース】

避難ケース	避難の場所			被害の有 無	避難措置の指示等	想定される事態の例
	屋内	市内	市外			
ケース1 時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態	○			—	退避の指示が先行し、避難措置の指示が事後的となる可能性あり	☐ 弾道ミサイル攻撃（着弾前） ☐ 急襲的な航空機攻撃 ☐ ゲリラ・特殊部隊による攻撃など
ケース2 市内、市外の避難所に避難する必要がある事態		○	○	—	避難措置の指示に基づく避難	☐ 着上陸侵攻 ☐ 石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠の場合） など ☐ ゲリラ・特殊部隊による攻撃など
				負傷者多数	避難措置の指示に基づく避難	☐ 弾道ミサイル攻撃（着弾前）など
ケース3 区域外に不特定多数の市民を避難させる必要がある場合	要避難地域外			負傷者多数	退避の指示が先行し、避難措置の指示が事後的となる可能性あり	☐ 都市部における爆破テロ ☐ 都市部における化学剤を用いた攻撃 など
その他（上記ケースの組み合わせ）						☐ ゲリラ・特殊部隊による攻撃など

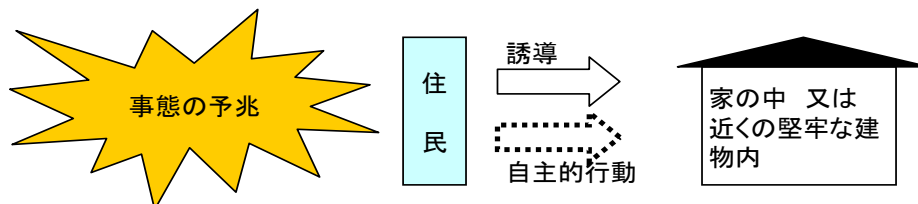
ケース１：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態

弾道ミサイル攻撃や急襲的な航空機攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃など、突発的な事態（受害前という意味ではその「予兆」）が発生した場合には、住民は屋内に避難することが基本となる。

(1) 事態の例

- ア 弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- イ 急襲的な航空機攻撃
- ウ ゲリラ・特殊部隊による攻撃（都市部等における突発的な攻撃） など

(2) 屋内への緊急避難のイメージ



(3) 措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。

ただし、ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など、事態によっては、避難措置を待たずに退避の指示、警戒区域等の設定等を行う。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

(4) 屋内への避難の指示の内容（例）

「〇〇町〇〇丁目の地区の住民は、屋外での行動に危険が生じるため、落ち着いてコンクリートの堅牢な建物又は自宅に一時的に避難すること。」

(5) 特徴等

- ア 国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は、防災行政無線、防災情報メール、広報車、携帯マイク等を利用し、避難の指示を伝達する。
- イ 被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を改めて指示する。

ケース２：市内、市外の避難所に避難する必要がある事態

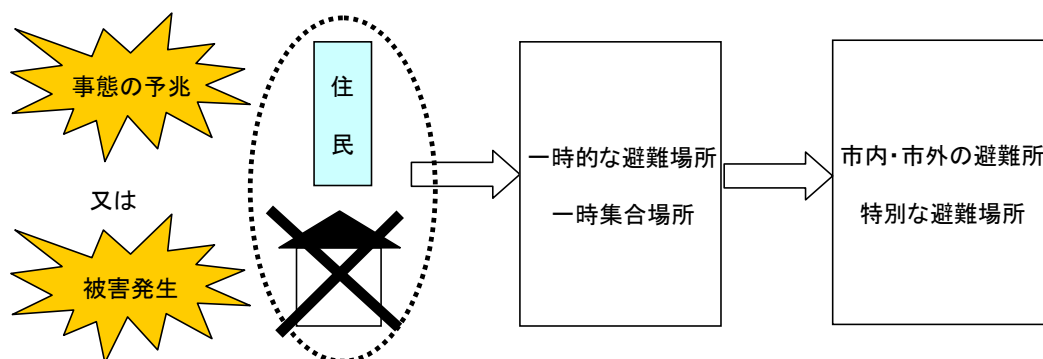
市が要避難地域に指定された場合、一時集合場所や一時的な避難場所に集合し、避難先地域の避難所（場合によっては市外や県外）に避難する。

避難行動要支援者のための特別な避難場所等の確保が必要。弾道ミサイル着弾後など、被害後の避難もこのケースに該当する。

(1) 事態の例

- ア 着上陸侵攻
- イ 石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠の場合）
- ウ 弾道ミサイル攻撃（着弾後） など

(2) 避難のイメージ



(3) 措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

(4) 屋内への避難の指示の内容（例）

（この場合の詳細は、避難実施要領に定める。）

(5) 特徴等

- ア 着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。
- イ 弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難においては、死者及び負傷者の発生、施設の被害などを前提とする必要がある。

ケース３：区域外に不特定多数の市民を避難させる必要がある場合

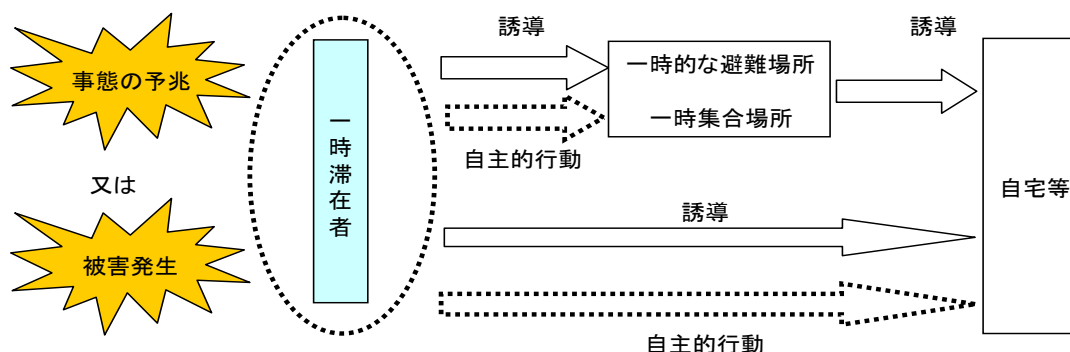
大規模集客施設やターミナルなどにおいては、通勤客や買い物客などの一時滞在者が多く、突発的な事態が発生した場合、不特定多数の市民を区域外に避難させ、帰宅を促す。場合によっては、一時的な集合場所を設置する。

(1) 事態の例

- ア 都市部における爆破テロ
- イ 都市部における化学剤を用いた攻撃 など

(2) 区域外への避難のイメージ

【要避難地域の設定】



(3) 措置の流れ

以下のア～エの流れを前提とする。避難措置の指示を待たずに、市長の退避の指示、警戒区域の設定を行うことがあり得る。

- ア 市長：退避の指示、警戒区域の設定
- イ 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- ウ 知事：避難の指示
- エ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

(4) 区域外への避難の指示の内容（例）

「〇〇〇（例えば大規模集客施設）の中にいる者は、〇〇〇での行動に危険が生じるため、施設内の放送や施設職員の指示に従い、落ち着いて施設外に避難すること。」

(5) 特徴等

- ア 国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は、防災行政無線、防災情報メール、広報車、携帯マイク等を利用し、避難の指示を伝達する。
- イ 大規模集客施設や駅、企業等の避難に関しては、施設管理者や事業者の協力が重要となる。
- ウ NBC攻撃の場合、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行うことなどに留意する。

(6) 地域特性等に応じた避難の方法に当たっての留意事項

地域特性等	留 意 事 項
大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難	大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市長は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。
島における住民の避難	ア 島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとされている。 ・避難すべき住民の数、想定される避難方法 ・現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み イ 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は市町と連携しながら、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとされている。 ウ この場合において、県は、市町と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとされている。 このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講じるものとする。
NBC攻撃の場合の住民の避難	知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講じることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難の指示を行うものとされている。 さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとされている。 このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講じるものとする。
自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域の住民の避難	自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、県は、国や市町と平素から密接な連携を図ることとされている。 また、武力攻撃事態等において県、市町が住民の避難に関する措置を円滑に講じることができるよう、国は必要な調整を行うものとされており、県は、この調整に基づき必要な措置を講じるものとされている。 このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講じるものとする。
半島地域などにおける住民の避難	住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島地域などにおける住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、関係県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。 このため、市では、これを踏まえ必要な措置を講じるものとする。

5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

事態の類型	留意事項
着上陸侵攻及び航空攻撃の場合	(1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。 このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻等に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応をとることとする。 (2) 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。 離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知参照）。 市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。 (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。 その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。 (3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。 ア 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。 イ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、一人ひとりがその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。 特に、この場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについての問題意識を持ってもらうことが必要である。

事態の種類	留意事項								
弾道ミサイル攻撃の場合	(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 また、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。 (2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に一人ひとりが対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。 (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ) ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置を指示 <table border="1"> <tr> <td>対策本部長</td><td>警報の発令、避難措置の指示</td></tr> <tr> <td colspan="2">(その他記者会見等による国民への情報提供)</td></tr> <tr> <td>知事</td><td>避難の指示</td></tr> <tr> <td>市長</td><td>避難実施要領の策定</td></tr> </table> イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J=ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。	対策本部長	警報の発令、避難措置の指示	(その他記者会見等による国民への情報提供)		知事	避難の指示	市長	避難実施要領の策定
対策本部長	警報の発令、避難措置の指示								
(その他記者会見等による国民への情報提供)									
知事	避難の指示								
市長	避難実施要領の策定								

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う必要があるため、必要な事項について、以下のとおり定める。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の搜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 遺体の搜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

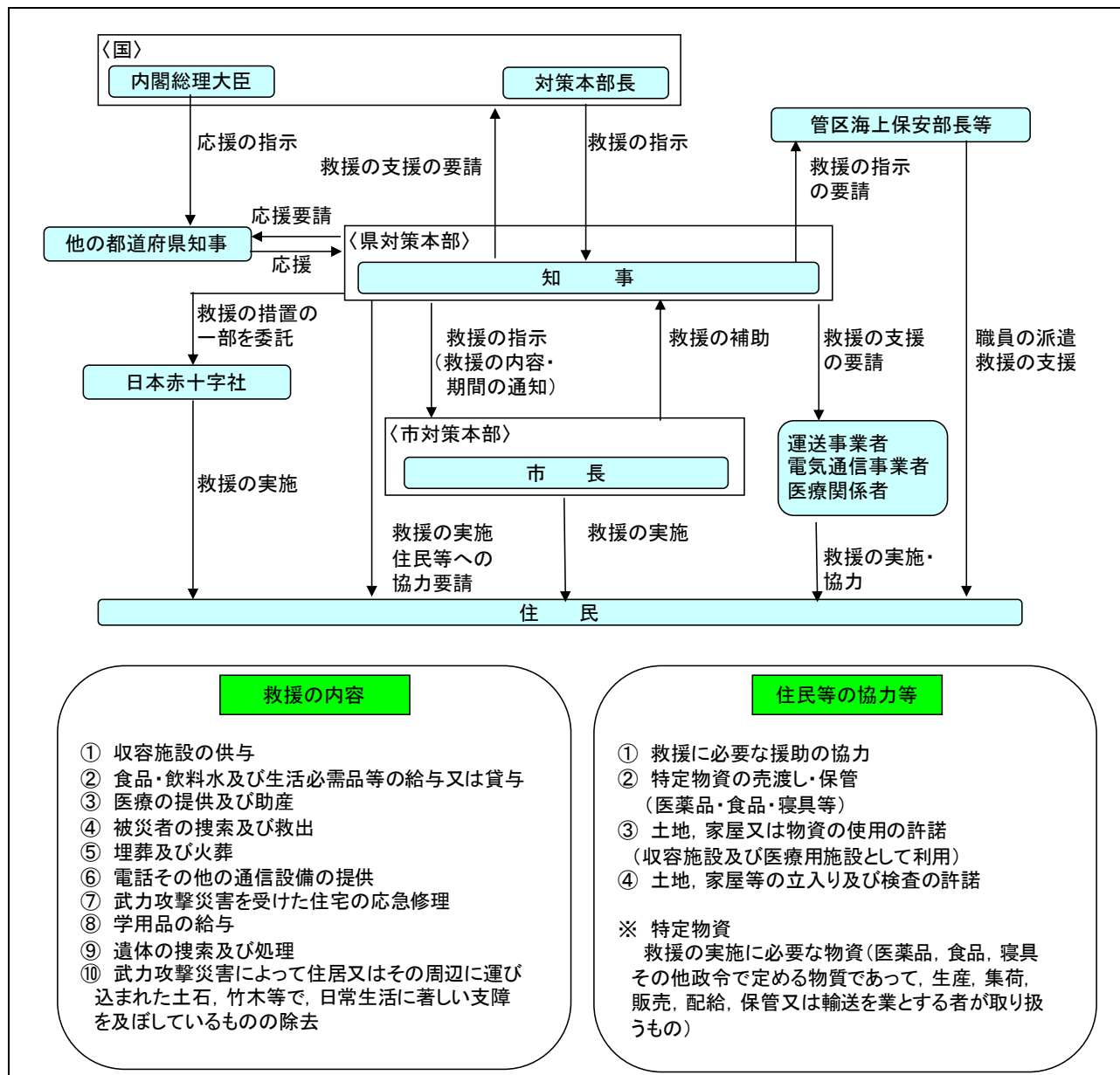
市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応をとるものとする。

【救援の流れ】



2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

[法第16条第4項、第5項]

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

[法第18条]

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

[法第77条]

市長は、事務の委任を受けた場合においては、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

[法第79条]

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）」及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

救援の種別	救援の内容
1 収容施設の供与	避難等により本来の住居で生活することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、以下のとおり、知事が指定する避難施設を提供する。 また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等がまちづくりセンターや小学校・中学校から移ることができるよう配慮する。 ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、まちづくりセンター等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） ・避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等への配慮 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 ・老人居宅介護等事業などを利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収用する長期避難住宅等の供与 ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握） ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ・提供対象人数及び世帯数の把握

救援の種別	救援の内容
	(1) 避難所の供与 ア 避難所の開設 避難が必要となった場合、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定し、開設場所を速やかに住民に周知するとともに、自主防災組織等の協力の下、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 イ 避難所への職員等の配置 開設した避難所には、避難者数を勘案し、避難誘導、情報の収集及び伝達、応急救護、健康管理（心のケア等を含む。）のために必要な職員等を配置する。 また、避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官等の配置を要請する。 ウ 避難所における措置 (イ) 協力体制と運営の基本 a 避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設管理者、市避難所配置職員、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得ながら実施するものとする。 b 避難所の運営に当たっては、避難行動要支援者に配慮するとともに、保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設への移送に努める。 c 避難生活に関する相談窓口を開設し、円滑な避難生活の運営に配慮する。 d 自主防災組織は、相互扶助の精神により、避難住民が自主的に秩序ある避難生活が送れるように努める。 (ロ) 避難者の把握 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。 (ハ) 避難者に対する情報の伝達等 避難者に対する災害情報、応急対策の実施状況等の情報伝達は、迅速かつ的確に行う。 また、避難所ごとに掲示板等を設置するなど、避難者相互における情報交換の支援に努める。 (ニ) 生活環境の管理 a 避難所における生活用水、仮設トイレ、マット、通信機器類等のほか、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。 b 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど双方の視点等に立った環境整備に配慮するものとする。 c 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（心のケア等を含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。 (2) 応急仮設住宅等の供与 市は、必要があるときは、応急仮設住宅等を手配する。 なお、入居対象者としては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者とする。

救援の種別	救援の内容
2 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	避難等により、食品、飲料水及び生活必需品等を得ることができなくなった避難住民等に対し、以下に示すような給与又は貸与を行う。 (1) 食品については、自宅で炊飯を行うことができず、日常の食事に支障を生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等の提供を行う。 (2) 飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。 (3) 生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対し給与又は貸与する。 ・食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 ・物資の供給体制の整備、流通網の把握 ・提供対象人数及び世帯数の把握 ・引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達
3 医療の提供及び助産	武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民等に対し、以下に示すような応急的な医療の提供又は助産を行う。 なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害等を原因として被災した者に限るものではなく、また、経済的能力の如何を問うものでもない。 ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認 ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 ・医療救護班の編成（災害協定に基づき呉市医師会へ要請）、派遣及び活動に関する情報の収集 ・避難住民等の健康状態の把握 ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保 (1) 医療救護の実施体制 ア 医療救護班の編成 医療機関や呉市医師会の協力を得て医療救護班を編成し、被災者に対する医療救護を実施する。 イ 救護所の設置 救護所は、次のうちから、被災者にとって最も安全かつ交通が便利と思われる場所を選定し、設置する。 ・保健所、避難所（小学校・中学校、まちづくりセンター等）、その他本部長が必要と認めた場所 ウ 活動の内容 救護所での医療救護活動は、医療救護班において次の業務を実施するが、大量傷病者の救護に当たる場合、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配を重点的に行う。 ・傷病者の傷病の程度判定（トリアージタグの装着） ・重症者の応急手当及び中等症者に対する処置 ・市域外医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ・転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療 ・被災者の心のケア等を考慮した医療活動 ・助産活動 ・遺体の検案 ・医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

救援の種別	救援の内容
	エ 医療の実施方法 (ア) 対象者 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (イ) 医療の範囲 ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 オ 助産の実施方法 (ア) 対象者 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者 (イ) 助産の範囲 ・分娩介助、分娩前・後の処理 ・脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給 (2) 傷病者等の搬送 市は、被災現場から救護所への負傷者の搬送を関係機関、自主防災組織等の協力を得て行う。 医療救護班による救護ができない者又は救護が適当でない者については、医療救護班等の責任者の要請により、収容医療機関（災害拠点病院・災害支援病院等）へ搬送する。搬送は、救急車、市所有車両等により行うが、状況により、県、警察、自衛隊等に協力を要請する。 また、道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県消防防災航空隊、県警察本部、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。 (3) 収容医療機関 ア 収容医療機関の受入体制等の確立 (ア) 傷病者等の収容医療機関の受入れについては、市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、収容医療機関として確保するとともに、医師・看護師からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。 (イ) 被災により収容医療機関等の機能が失われたときは、他の地域の医療施設を選定する。 (ウ) 市保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の次の活動を行う。 ・被災地域及びその周辺の医療機関の医療提供機能を確認し、市、医療機関、医師会、県等に対して患者の受入れ等に関する情報を提供し、協力要請を行う。 ・他の地域、都道府県から派遣された医療救護班や災害医療ボランティアに対して、被災地域の情報等を提供するとともに、医療救護班等の活動場所の確保を図る等の調整を行う。 イ 収容可否施設の把握 収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部署及び救護所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に傷病者が振り分けて収容されるよう努める。

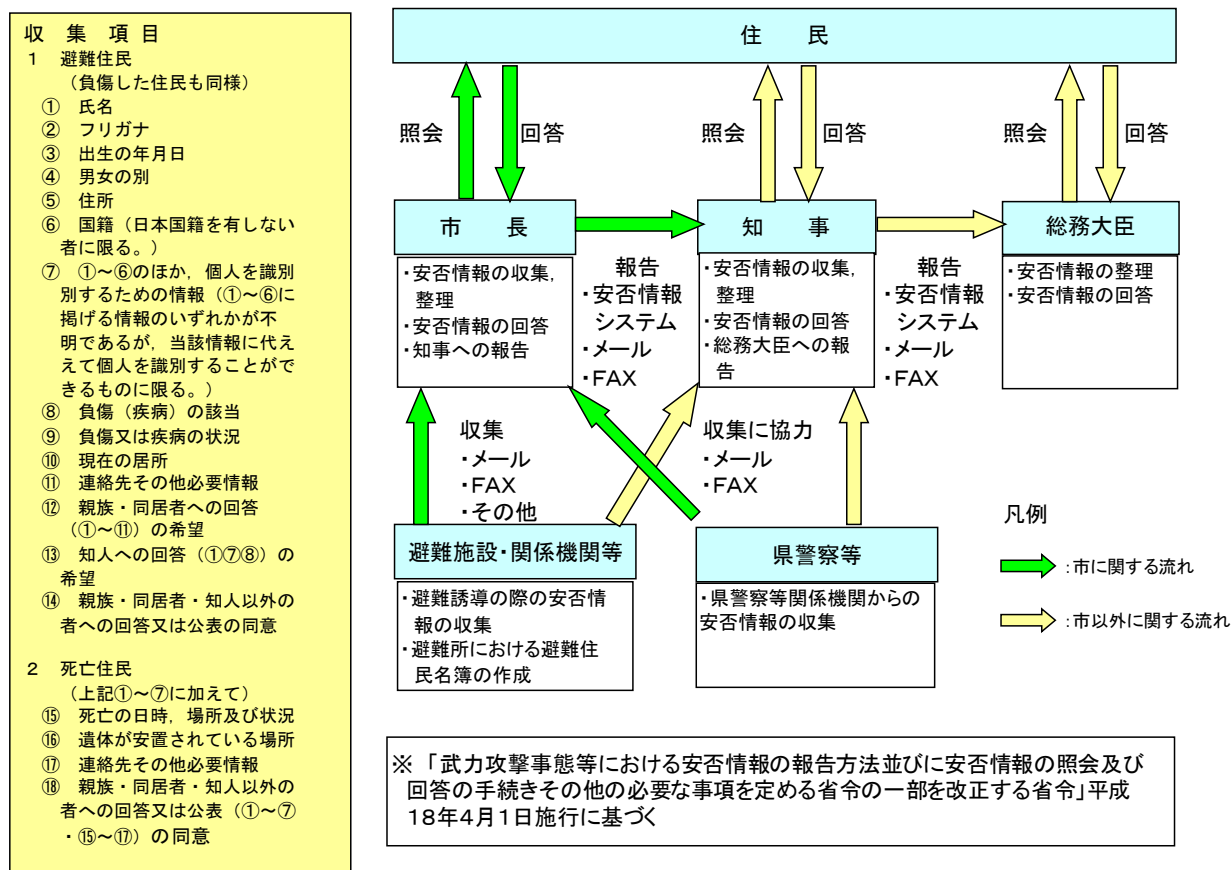
救援の種別	救援の内容
	(4) 医薬品等の確保 ア 医薬品等の調達 (ア) 救護活動を実施するのに必要な医薬品及び医療資器材等は、各医療機関で備蓄しているものを使用する。なお、不足するときは、市の指定業者等から調達するほか、必要に応じて県に供給の要請をする。 (イ) 救護所・収容医療機関等から、輸血用血液の調達・斡旋の要請を受けたときは、県に調達・斡旋を要請する。 (ウ) 難病患者等の避難動向及び医療継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。 イ 医薬品等の備蓄 被災者の応急処置に必要な災害用救急用品の備蓄に努めるものとする。
4 被災者の捜索及び救出	武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。 この場合、県消防防災航空隊等の活動など、以下の点に留意しつつ、県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。 - 被災者の捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部との連携 - 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
5 埋葬及び火葬	武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋葬及び火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。 また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ迅速に収集し、遺体搬送の手配等を以下の点に留意しつつ実施する。 - 墓地又は火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 - 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制 - 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 - 広域的な火葬体制を構築する。 - 県警察及び海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡等の実施 - 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められている場合の対応（厚生労働省が認める同法第5条及び第14条の特例）
6 電話その他の通信設備の提供	武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、以下の点に留意しつつ、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。 - 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 - 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 - 電話その他の通信設備との設置箇所の選定 - 聴覚障がい者等への対応
7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理できない者に対して、以下の点に留意しつつ、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。 - 住宅の被災状況の情報収集体制（被災戸数、被災の程度） - 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 - 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 - 応急修理の相談窓口の設置

救援の種別	救援の内容
8 学用品の供与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校の児童、中学校の生徒等に対し、以下の点に留意しつつ、教科書、教材、文房具、通学用品等の学用品を給与する。 ・児童生徒の被災状況の情報収集 ・不足する学用品の把握 ・学用品の給与体制の構築
9 遺体の搜索及び処理	武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索や、洗浄や消毒の処置等を以下の点に留意しつつ行う。 ・遺体の搜索及び処理についての県警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部との連携 ・被災情報、安否情報の確認 ・遺体の搜索及び処理の時期や場所の決定 ・遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物又は仮設テント）及び検案等の措置） ・遺体の一時保管場所の確保 (1) 遺体の搜索 ア 所轄警察署、海上保安部その他の関係機関及び地域住民との協力のもとに行う。 イ 搜索において建設重機等が必要となる場合は、関係団体に協力を要請する。 ウ 地域住民等に、行方不明者についての情報を市に提供するように広報する。 (2) 遺体の検案及び安置 原則として、所轄警察署等が検視（見分）した後の遺体は、以下のとおり処理を実施する。 ア 検案は、医師会及び日本赤十字社広島県支部に協力を要請する。 イ 検案は、死亡診断の他、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。 ウ 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他特徴等を記録し、遺留品を保管する。 エ 被災現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物、仮設テント等）に遺体安置所を設け、検案を終えた遺体を一時保管する。 オ 遺体は、氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。
10 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、以下の点に留意しつつ、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。 ・障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集 ・障害物の除去の施工者との調整 ・障害物の除去の実施時期 ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲内において安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報については、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムを使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

※ 安否情報省令第2条に規定する様式第3号は、「巻末資料」参照

【避難住民】

○ 「避難住民」とは、国民保護法第52条第3項で、「第54条第1項の規定による指示（避難の指示）を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。」と定義されているが、安否情報を収集する対象は、運用上、避難住民等の負担をかんがみ、主に避難施設又は収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民とする。

【「死亡」、「負傷（重傷、軽傷）」】

○ 「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

○ 「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

○ 「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話番号及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

なお、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を照会窓口において提出又は提示させるものとする。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町が保有する住民基本台帳と照会することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

この場合において、市は、安否情報省令及び市個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町に問い合わせることにより、「4情報」の照会を行うこととする。

※ 「4情報」の照会書様式第4号は、「巻末資料」参照

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有し、及び整理している場合において、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手方の氏名や連絡先等を把握しておかなければならない。

※ 安否情報回答書様式第5号は、「巻末資料」参照

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は、個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前項第2号及び第3号と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応と活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

[法第97条]

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となるときなど、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

[法第98条]

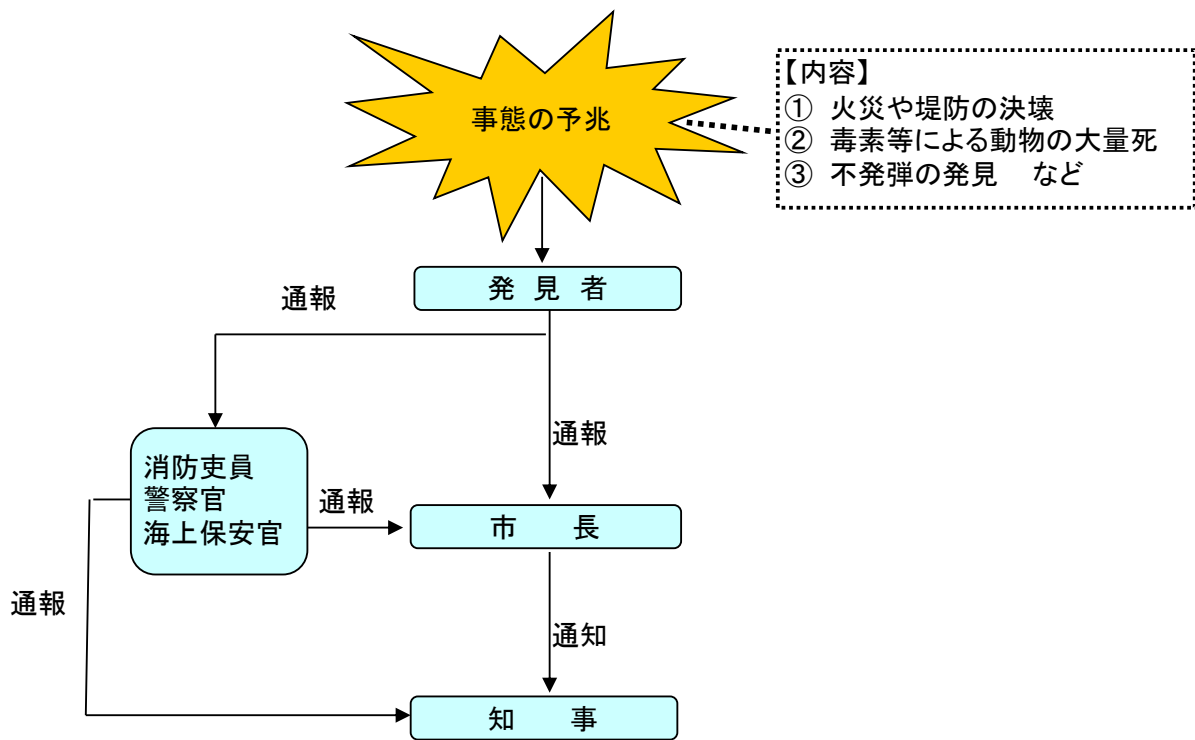
(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

【武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

[法第112条]

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が、独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

【屋内への退避を指示する場合】

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

【退避の指示（一例）】

ア 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下施設など屋内に一時退避すること。

イ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△グラウンド（一時）避難場所へ退避すること。

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車、防災情報メール等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 市長は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合は、直ちに、その旨を公示するとともに、知事に通知する。

ウ 市長は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

エ 市長は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域の住民に対する退避の指示を要請し、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をするものとする。

オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 事前措置

[法第 111 条]

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大するおそれがある設備又は物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

また、市長は、必要があるときは、警察署長又は海上保安部長に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

3 警戒区域の設定

[法第 114 条]

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報し、周知をする。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域に対する警戒区域の設定を要請する。

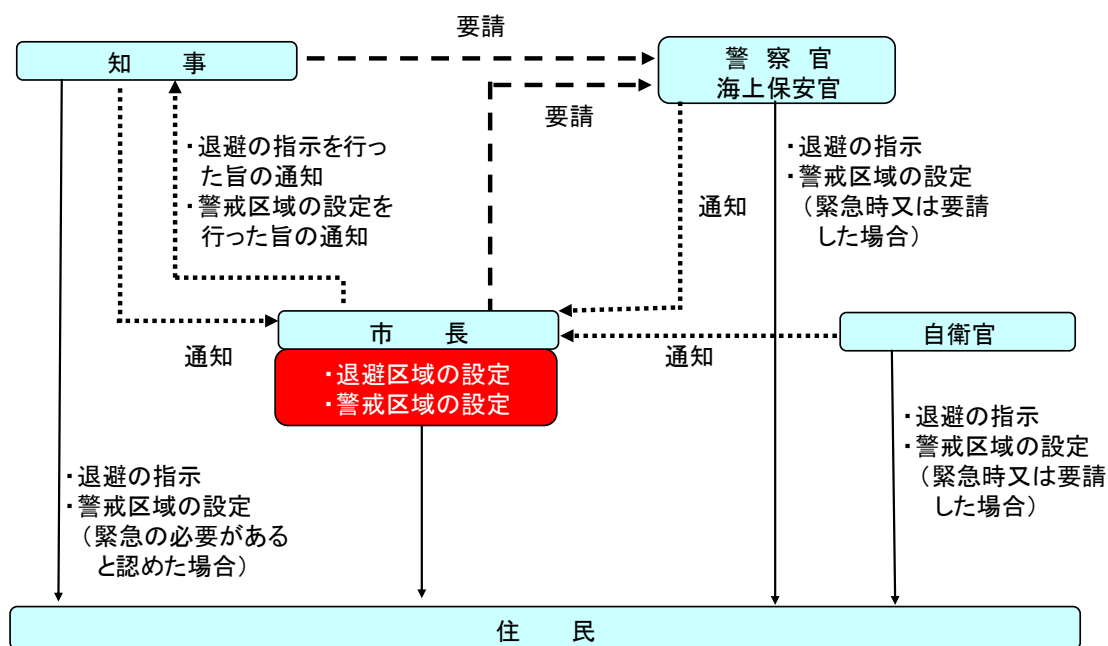
このとき、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

【応急措置等に関する措置の流れ】



※ 知事、警察官、海上保安官及び自衛官が退避の指示を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

※ 知事、警察官、海上保安官及び自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

[法第 113 条]

(2) 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

[法第 97 条, 第 119 条, 第 120 条]

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員・消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防機関は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長又は消防長は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町の長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じて直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合は、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合における消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のために必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害が生じることのないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防隊と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

[法第 102 条]

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

[法第 103 条]

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命じることができる対象及び措置】

対 象	ア 市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条） イ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物（同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第 5 条第 1 項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）
措 置	ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第 12 条の 3、毒物劇物については国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号） イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号） ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

【広島県分権改革推進計画に基づき平成 19 年 4 月 1 日に新たに事務移譲され、危険物質等について市長が命じることができる対象及び措置】

対 象	区 分	措 置
火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項の火薬類	製造業者，販売業者又は消費者に対して，製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命じること。	火薬類取締法 第 45 条
	製造業者，販売業者，消費者その他火薬類を取り扱う者に対して，製造，販売，貯蔵，運搬，消費又は廃棄を一時禁止し，又は制限すること。	
	火薬類の所有者又は占有者に対して，火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命じること。	
	火薬類を廃棄した者に対して，その廃棄した火薬類の収去を命じること。	
1 製造については火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管，信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業，娯楽，スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造する製造所に係るものに限る。		
2 運搬及び薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける火薬類の消費についてを除く。		
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガス（同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者，第二種製造者，第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者，販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し，製造のための施設，第一種貯蔵所，第二種貯蔵所，販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命じること。	高圧ガス保安法 第 39 条
	第一種製造者，第二種製造者，第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者，販売業者，特定高圧ガス消費者その他高圧ガスを取り扱う者に対し，製造，引渡し，貯蔵，移動，消費又は廃棄を一時禁止し，又は制限すること。	
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し，その廃棄又は所在場所の変更を命じること。	

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1) の措置（アからウまで）を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及び核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じるため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

[法第105条]

市は、隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次の場合、関係機関に通知するとともに、関係機関と連携し、モニタリングの実施等、必要な措置を講じる。

この場合において、当該措置を講じる者の安全の確保に配慮する。

- (1) 隣県における武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合。
- (2) 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する原子力防災管理者からの通報又は指定行政機関の長若しくは知事からの通知を受けた場合。

2 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた攻撃による災害への対処

[法第107条、第108条]

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

ア 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

イ 市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

NBC攻撃事態	措 置
核攻撃等の場合 (N : Nuclear)	市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
生物剤による攻撃の場合 (B : Biological)	市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行い、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。 また、感染症法の枠組みに従い、患者の移送等を行うとともに、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。
化学剤による攻撃の場合 (C : Chemical)	市は、風下方向への拡散に対して警戒区域の設定等の措置を講ずるほか、措置に当たる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止措置の実施

ア 市長は、知事から汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

イ 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

(7) 当該措置を講じる旨
(イ) 当該措置を講じる理由
(ロ) 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
(エ) 当該措置を講じる時期
(オ) 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を、収集するとともに知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

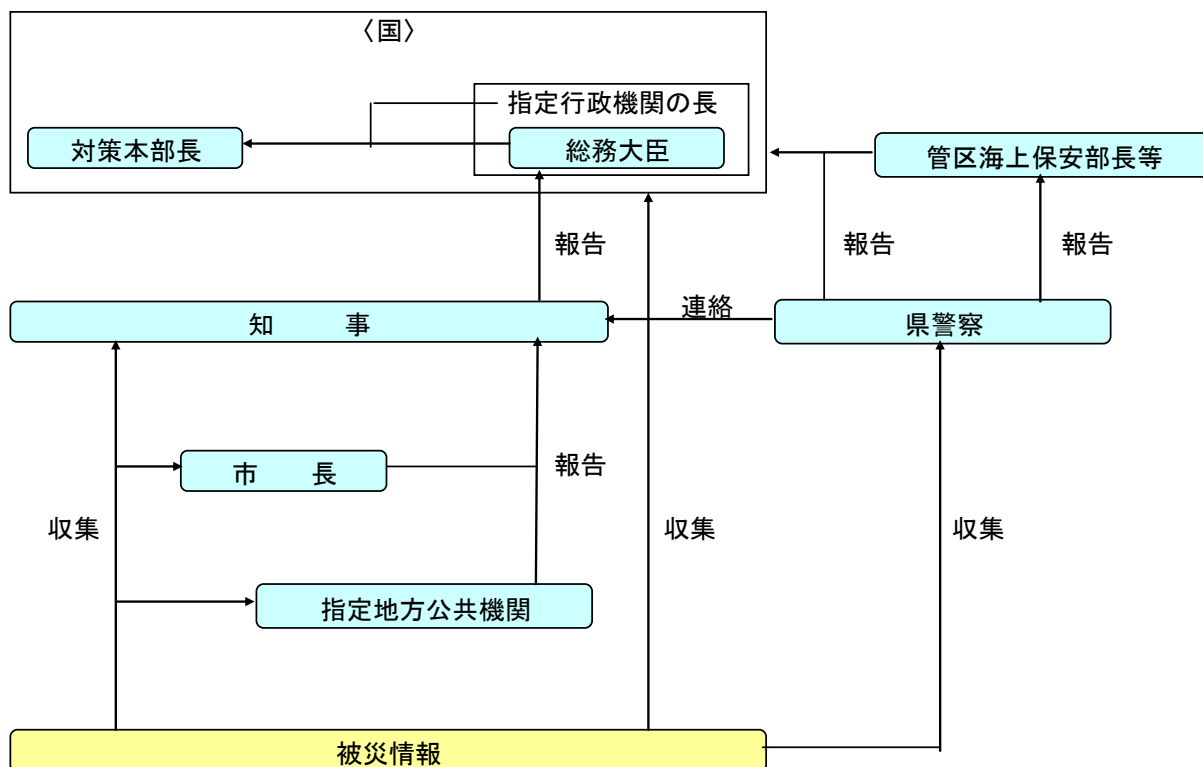
【被災情報の収集及び報告】

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ装置等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクシミリ装置等により、県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

※ 被災情報の報告様式は、「巻末資料」参照

【被災情報の収集及び報告】



第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

[法第123条]

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 防疫対策

市は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、福祉保健対策部は県と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

【防疫活動】

防疫活動は、次のとおりとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生のおそれのある場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第27条の規定により消毒を実施する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条の規定により、区域を指定し、消毒を実施する。

ウ 物件及び建物に係る措置

感染症法第29条及び第32条の規定により、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じる。

エ 検病調査及び健康診断

避難所等において、検病調査を実施し、その結果に基づき健康診断を実施する。

(2) 保健衛生対策

市は、避難住民等の健康維持及び避難先地域の衛生状態保持のため、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

ア 市は、市医師会、県（保健所）等と連携し、保健師による健康相談（被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理）を行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状況には特段の配慮を行う。

また、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配等を、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

イ 避難住民に対し、台所、便所等の衛生的管理及び消毒手洗いの励行等を指導する。

ウ 塵芥、汚泥等を積み換え所及び分別所を経て埋め立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期すものとする。

エ 被災者の健康状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

オ 必要に応じて、国民保護措置従事者の健康診断を実施する。

(3) 飲料水食料衛生対策

ア 飲料水衛生確保対策

- (ア) 市は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- (イ) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (ウ) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

イ 食品衛生確保対策

- 市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。
- (ア) 食中毒や感染症の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。
- (イ) 被災地、避難所等での飲食物による食中毒等を防止するため、必要に応じ、食品衛生監視等を実施する。

(4) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(5) 感染症患者発生等への対応

市は、次の措置を講ずる。

ア 感染症発生状況の早期把握

被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。

イ 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により感染症指定医療機関等に移送する。

ウ 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、消毒の指導、感染経路の遮断等、感染拡大防止の措置を行う。

エ 予防接種

インフルエンザ等の感染症がまん延するおそれがある場合は、県と協議の上、予防接種法に基づき臨時の予防接種を実施する。

また、被災地及び避難所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施については、関係自治体に協力を要請する。

2 廃棄物の処理

[法第 124 条]

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市は、前アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

市教育委員会は、文化庁長官が行う所有者等に対する命令・勧告を県教育委員会が告知する場合、これを伝達する。

また、所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、速やかに、その旨を県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

市教育委員会は、文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

市教育委員会は、県の重要文化財等に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために、所有者等に対し、必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財の取扱いについて

市教育委員会は、市指定文化財（市有形文化財、市民俗文化財又は記念物をいう。）が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関し、必要な指示又は助言をする。

第10章 生活の安定に関する措置

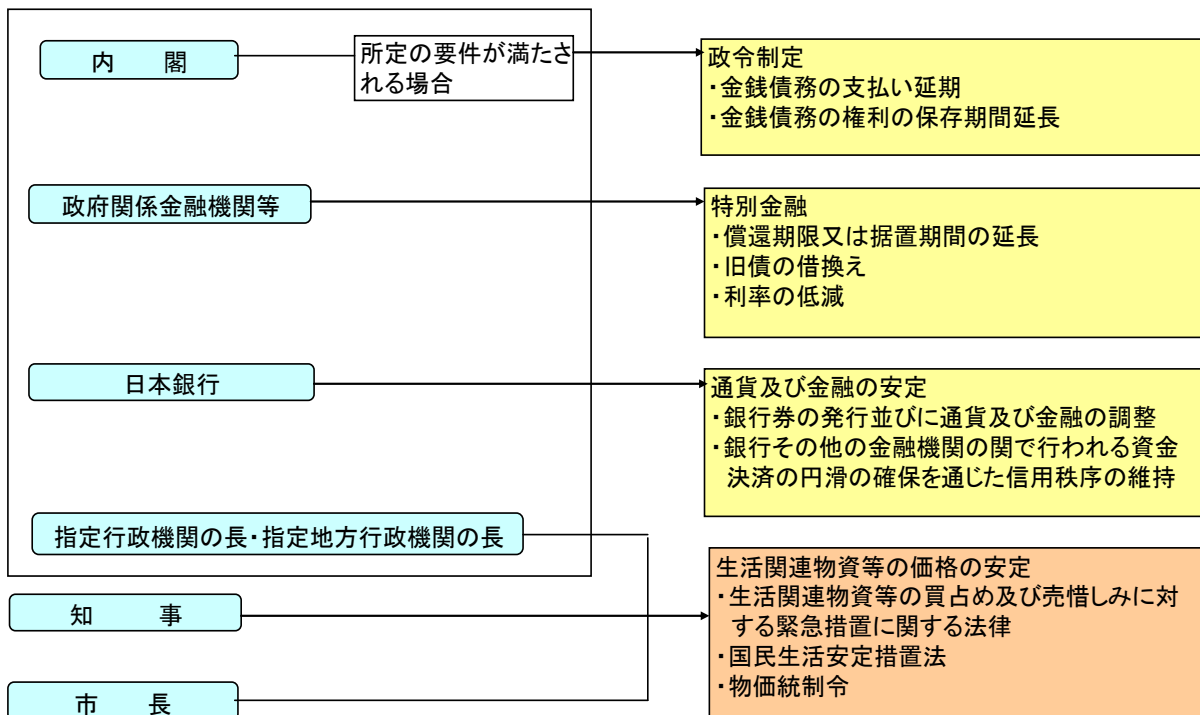
市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

[法第129条]

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置
- (2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置
- (3) 物価統制令に係る措置



2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

ア 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

イ 応急教育の実施

学校の施設が被災した場合には、授業が長期間にわたって中断することを避けるため、応急教育を実施する。

ウ 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、不足数の状況により、県教育委員会と教職員の確保について連携を図る。

エ 学校給食対策

学校給食は、できる限り継続実施する。

オ 授業料の減免等

市教育委員会は、被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

カ 学校施設の応急復旧

被害が軽微な校舎については、被害の程度を十分調査し、即時補修等の措置を行う。

被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、校舎再建、仮校舎建設等の計画を立て、その具体化を図る。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等に係る書類の提出、納付又は納入に関する期限の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて行う。

3 生活基盤等の確保

[法第 134 条]

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

ア 応急的な措置

以下の手順で応急的な措置を実施する。

- ・ 緊急配水作業
- ・ 配水管等の被害調査
- ・ バルブ操作の作業

イ 水質の保全

- ・ 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。
- ・ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ナトリウムの注入を行う。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

[法第 158 条]

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付し、及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

（1949 年）8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章

（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

（様式のひな型は、下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長又は消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

交付者	交付対象者
市 長	・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消防長	・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県その他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。